

平成17年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成17年3月22日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成17年3月22日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員(1名)

23番 小田 貞利君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君

議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	田村 博君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田中 健君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	横山 充生君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） 小田貞利議員から欠席、魚谷洋一議員から遅刻の通告を受けております。

それでは、11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1 . 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が10名であります。小田議員より一身上の都合により欠席の通告を受けておりますので、9名で通告順に質問を許します。

最初に、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。質問に先立ちまして一言御礼申します。

旧久賀町、旧東和町、これ防災無線等、今まで防災無線に入っておりませんでした。このたび町長初め関係部局の方のお力で何とか防災無線を入れていただけるということで、町民非常に喜んでおります。まず、御礼申し上げます。

それでは、3点質問させていただきます。

1点目は、観光産業についてです。

現在、島の大きな産業と言えば、ミカンづくり、あるいは漁業だと認識しておりますが、いずれも疲弊しているのが現状であります。この美しい島と自然がありながら、観光産業は余り進ん

でならず、収入も少ないと聞いております。

そこで、年間の観光客の数、収入、収入はこれは難しいでしょうから推定で結構です。それと、観光産業に対する具体的な取り組み、どのような取り組みをやっているか、これについて質問します。

2点目は、消防団に女子サポート隊をつくっていただきたい。これは意識づけをですね。

町の消防団につきましては、条例第198条で定数が972人と定められており、若干の報酬も決められておりますが、私もこの4月1日から分団長ということになる予定でおります。それで、連絡網をつくっていたら、船越地域ですけど、15名いるんですけど、漁業関係者が9名、勤め、要するにサラリーマン、これが4名、そして、農業関係者が2名と。これじゃいざとなったとき、ほとんどこの船越地区にいないんじゃないかと。おふくろも80を超えて耳がかなり遠く、町からあるいはいろんな方から電話連絡来ても何聞いているのやわからないような状況であります。

そこで、常に地元で商店とか、あるいは常に地元にいる女性がかかなりいるんですよ。そこで、こういう人たちに若干5名ぐらいでもいいんですけど、とにかくいざ火事等が起こった場合、携帯電話、我々外にいますので、携帯電話、これに連絡してくれるような女子サポート隊をできればいいということをお願いしている次第です。

このような方向、意識づけを町としてもしっかりお願いしたいと。その辺をできるかどうか質問いたします。

3点目は、町の施設のバリアフリー化についてです。

3月7日、テレビのニュース見てたところ、県議会において災害時の避難場所として学校指定して、その学校をバリアフリー化していくと県の教育長が答えておりました。

我が町としても、新しい建物はバリアフリー化になっても非常にお年寄りやあるいは身体障害者の車で来る人なんか、スムーズに中に入れて非常に喜んでるんですけど、しかし、古い建物、これについてはバリアフリー化ができておりません。確かにスロープ等はあるんですけど、これが狭くて、きょうみたいに雨の日は、非常に滑りやすいというようなことで危険だと。何とかもっと古い建物も幅広く簡単に車いすでも上がれるような施設をつくってもらえないかというようなことで、町ではそのような方針でいるのか、どうか、この3点について質問いたします。

よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、田村議員さんの御質問にお答えいたします。

第1点目に観光産業についてでございますが、生産現場、製品など、観光資源として活用する観光産業は、近年、新たな観光として注目を集めておるわけでございます。地域の特色ある観光

産業の振興を図ることは、観光客の誘致のみならず、地域の活性化や文化を創造する上で大変意義深いものだと、私は認識をしております。

ただ、県が実施をしております観光客の動態調査によりますと、現在、周防大島町における平成15年度の観光客の実績は、約69万人であり、前年対比といたしましては3%程度上昇しております。これは、一時期沈静化をしておりました本町の観光ブームが、近年いやしを求める傾向から、自然景観、温泉等により収穫力が高まったことが主な要因だと考えております。

今、現在、本町において展開をしております観光事業は、イチゴやミカン狩り、遊漁、地引き網、それから、温泉あるいはさまざまな文化施設が挙げられております。海に囲まれている絶好のロケーションから岩国や周南地域に続きましての順位に位置をしております。

このような状況の中で観光客が本町において消費する経済活動費の全体額は、平成15年度において推定約9億円超と、前年対比といたしましては4.4%の上昇となっております。

現在、旧4町において活動しておりました観光協会を3月の末で解散をいたします。その後4月早々にも周防大島町観光協会として設立をされる予定になっております。

このたび設立予定の新協会につきましては、町の合併に伴いまして、島内の観光媒体がより機能的に集約をされることから、今後実践的な計画を策定をし、実行に移す予定であり、これによりまして町内のさまざまな産業が活性化するよう現在、事業全般にわたりまして鋭意検討中であります。

今後とも各種関係団体と連携をとりながら本町の特徴を生かした観光産業の一層の振興を図ってまいりたいと思っております。

それから、2番目の消防団員に女子サポート隊の組織化についてでございますが、消防団に女子サポート隊のような組織をつくったらどうかという御質問でございましたのでお答えをいたしますが、全国的に消防団の平均年齢が高まっておるわけでございます。本町も御多分に漏れず消防団員の平均年齢は49歳でございます、全国平均よりも12歳も上回っておるわけでございます。

このように消防団員の高齢化が進んでおります当町の現状におきまして、消防団組織等の活性化を図るべき施策といたしましては、今後は、田村議員からの御提案もありました女子サポート隊のような組織化を図りまして、消防団の後方支援とか、あるいは防火運動や初期消火の啓発訓練等の主な任務につきまして消防団の幹部集会等々で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、3番目の町施設のバリアフリー化についてでございますが、災害時の避難場所といたしまして、町施設のバリアフリー化はどのようになっているかということでございますが、災害時には何よりも人命尊重を最優先しなければならないわけでございます。災害が発生するおそれ

があるときは、早目に自主避難、避難勧告及び避難指示を住民に素早く情報を伝達することが大切だと考えております。

災害時の避難場所で公共施設等の中には老朽化をいたしまして避難場所として適当でない場所もたくさん見受けられるわけでございます。今後、本町の地域防災計画の策定時におきまして、避難場所として指定された建物等が老朽化している場合は、早急に改修をいたしまして、お年寄りやまた障害者が容易に避難ができるようなバリアフリー化に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） よろしく申し上げます。

まず1点目の観光産業について69万人、3%上昇してる。収入については9億円超、4.4%上昇ということで、非常に好ましい結果ではありますが、しかしながら、一例を挙げますと、安下庄の花火大会、これ200万円の予算が80万円になったというふうな話も聞いております。これだと花火の打ち上げる回数も少なくなって、だんだん観光客も少なくなるんじゃないかと懸念しております。

それと、ちょっとこれは旧東和町で議員で昨年石垣島に行ってきました。これ、観光をどのようにしているか、この視察を兼ねて行ってきたんですけど、ここでは、現在、年間約70万人、この大島郡と変わらないですね。それで、落していく金が600億円と。島という、遠く離れた島ということで4.4日滞在してくれると。ただ、そこまで持っていくには、相当な苦勞があったと。だから、行政の方に民間から優秀な、営業の優秀な人材を課長に吸い上げて、全国をパンフレットをつくって回らせた。それでだんだんだんだん客がふえて、現在、年間600億円というふうな収入を上げてると。そして、内容を聞きますと、年間に600回ですか、イベント。だから1日多いときは4回も。そのかわり担当者は大変です。そのぐらいの苦勞をして観光誘致に力を入れてます。

だから、来る客が何らかの形でそういうイベントに出会い、ああまた行ってみたいというようなことで、次回は友達を連れてくるというようなことで、だんだんふえてるそうです。人口も年間約2,000人ふえてるそうです。これは参考にしてください。

ただ、当町でも、五条の桜、千本桜ですね。これが非常に広島県下で知られて毎年すごい客が来てんですよ。私も見に行くんですけど、車をとめる場所がない、駐車場が。とめても道路の片側にとめてるもんで、非常に通行に悪影響を及ぼしてると。ただ、見ると広島ナンバーが非常に多いと。ただ、あの地域をよく精査してみると、3カ所ばかり大きな駐車場をつくるような施設があるんですよ。これを何とか駐車場をつくって、そして、地産地消じゃないですけど、地元

でとれた魚、あるいは農作物、その場所で売らせてもらえば、地域の人も活性化していくんじゃないかと思っております。この点、ひとつよろしく願います。

2点目の女子サポート隊、これについては、ひとつよろしく願います。私の地域では、ついせんだって5名の女性の方をお願いして快く引き受けてもらっております。ひとつこの点もよろしく願います。条例改正も必要になるかと思えますし、また、若干の報酬つけてもらえれば非常に喜ぶと思えます。

3点目、これバリアフリー化ということで、町長も今からやっていくという御回答を得て非常に喜んでるんですけど、旧東和町の総合センター、これが非常に狭くて、先ほど説明しましたけど、雨の日なんか滑りやすくて困ってるんです。

それで昨年3月17日、当時、東和町の予算委員会の議会で、これ何とか5メートルぐらいの幅でいいからつけてくれと言って約束してるんですけど、いまだに実行になってない。その辺の御回答。特に、布村次長いらっしゃって、これはいつごろつくのかちょっと御回答をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 観光産業につきましては、やはり大変本町といたしましては、たびたび申すようでございますが、財政的に大変厳しいということから、あしたイベントにつきましても、軒並み減額になっておるわけでございます。したがって、企業努力していただきたいということでございますが、いずれにいたしましても、この組織等々の見直しにつきましては、後ほどまた議員さんの方からの御質問もありますので、その中で重なった御答弁になるかもわかりませんが、いろいろそうした環境産業の見直し等々とも今執行部で考えておりますので、そうしたことで御理解を賜りたいというふうに思っております。

消防隊の方につきましては、今申し上げたとおりでございます。検討したいということでございますので、ひとつよろしく願います。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 総合センターの件について、教育委員会が管轄ですので私の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、あそこを見ますと、両脇にそういった施設が現在、既設でついておりますが、御指摘のように、特に北側の分についてはほとんど使われてないというような現状でございます。

御承知のように、今、災害復旧の関係で補正予算がついておりまして、これから屋根等の補修をやっていくということになっておりますので、その中であわせて必要なかどうなのか。必要であればどこがいいのかといったことをひとつ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 今、東和総合センターについて考えていると言ってますけど、旧町のときはっきりやりますと議事録、当時の持ってきてるんですけど、何とか本当にお年寄りや身体障害者の方が非常に不便を感じてます。何とかつくっていただけるという方向でお願いします。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 御指摘のように、ひとつつくっていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 確実につくってもらえるということを確認しまして質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） それでは、次に移ります。

次に、20番、中本博明議員。

議員（20番 中本 博明君） 20番、中本です。教育関係と今の道路関係2点ほど質問とお願いです。よろしくお願いします。

じゃ教育長さんに、学校統合について、いつごろから本格的な検討に入るのか。大体の日にちちゅうか、それをよろしくと、それで今後、中学校または小学校はそれぞれ何校ずつぐらいに考えておるのか、教育長さん自身が。

それと次、防災対策に町長さん取り組んでいくちゅうことなので、災害時に安下庄が道路が自動車と交差、すれ違っていける道路が県道1本しかないんです。それで、寝具の丸山の裏ちゅうか、裏に西浦、塩宇にちょっと大きい道路がわしら議員になったときにできた道路でつなげてもらえるていうか、正分との間を。

きのう通ってみたら倉庫は解いちゃたですよ。あそこの倉庫が難しかったんじゃないかと思うんですがね。それを離合できるような道路にしてほしいというか、1本ていやうそになるんですが、上の方にいきや大規模農道ならあるんですが、これじゃちょっときのう九州に地震があったように間に合わんと思うんですよね。それで丸山の上が一番町としても考えていきよんじゃないかと思うんです。

それと、私とこの三ツ松区なんですけど、これがまた離合のできる道路が2カ所ほどあるんですが、わしが考えてみるのに、東側のもとの三ツ松の縦の線ちゅうか、県道へ出る、区民館から県道へ出るこの道路が一番今の時点では拡張してもらえるちゅうか、しよいのじゃないかなと思っ

ているんです。できれば両方とも5メートル道路というか、災害時にすうっと離合のできるような道路にしてほしいというか、三ツ松の場合は、もう年寄りに聞くのに、わしらが生まれだちに、あの区民館の周りで火事があったらいいんですよ。東の方が海に逃げたらしいんですよ、逃げる道がないので。それで、できれば早く検討してほしいというか、現地を見て考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 中本議員の学校統合についての御質問にお答えいたします。

児童生徒にとって適正な教育環境を整えて、教育成果を上げることは子供たちが宝である保護者や本町にとり大変重要な事柄であります。小規模校の多い本町での小中学校の現状では、社会の変化や児童生徒のニーズの多様化、少子化の進展に応じ切れず、本来あるべき小中学校教育が実現できにくい現状にあります。

したがって、学校統合が本町教育の緊急課題として浮上しているわけですが、指導主事の増員をいただいたことでもあり、質問の第1の学校統合の検討開始時期につきましては、17年度に入りましたら統合検討会議のための開催準備を十分に行った上で本格的な検討を始めます。

また、統合後の小中学校数を何校に考えているかということですが、これは、子供にとって最もふさわしい学校規模を検討していく中から決まってくると考えます。したがって、統合後の小中学校の学校数については、現在結論を出しておりません。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 中本議員の安下庄の道路の拡幅についての御質問でございます。道路は、町民生活の産業活動を支えるとともに、災害等の緊急時には生命線ともなる基本的かつ重要な社会資本でございます。旧4町といたしましても、従前から道路網の早期整備に努めてきたところでございますが、財政状況も厳しさを増していることから、より一層コスト縮減を図りつつ、整備効果の早期実現に努める必要があると考えております。

議員、お示しのところ、私も旧橋町長でありましたので、よく知っておりますが、東安下庄の庄地区から西安下庄の正分地区への町道改良は平成8年度に、町道新設改良によりまして建設をした町道左尾線を経由をいたしまして、町道箕越塩宇線の延長約430メートルの改良と、それから、もう一つが三ツ松区民館から北側へ向かう町道三ツ松東線、これは延長が110メートルの道路改良であります。どちらも周りに住居がございまして、地元関係者からの意見や要望、また、受益者の応分な用地提供が必要不可欠でございます。それらの協力が得られるのかどうか等々踏まえまして、もう一つ大きなことが財源であります起債の事業採択になるかどうかよく検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） まず、教育長さんに17年度に入ってからちゅうことは、もう既に4月に入ったら即検討しようちゅうことでいいですね。

それとまだええです。それと、今のできれば中学校ですよね。クラブのできるような、もう今ではほとんどクラブができないんですよね。クラブのできるような大きさの学校に私自身個人的にはしてやってほしいというか、そういうふうな考え方で何とか考えてもらえるようにお願いします。

それと、こっちの今のまだ東安下庄から西安下庄へ通じる道路ですよね。きのうちちょっと行ってみたら、一番ネックになっちゃった倉庫を解いちゃったんですよね。ここが私も議員間に探し、橘町議会の間ずっと探したんですが、この持ち主が安下庄におると思いよったんですが、去年の盆過ぎぐらいに横浜かどっかにおる人が持ち主らしいんですよね。ここが話がつけば、すっとつくのじゃないのかなと感じているので、ひとつ町の方としてもよろしくお願いします。

それと、三ツ松のあの区民館から、町長さん、下て言うたね、上です。嵩山の方へ向いて上がる道路なんです。下って言うたんですが、これは北です。空き家がほとんどなんです。1軒だけ住んじよるので、空き家がほとんどで、私はずっと話し合いと一緒に、区長の間になんでしたらこの話し合いでも用地交渉ちゅうか、話し合いでも一緒に町の職員と行ってもええと思うんですよ。1軒だけ三ツ松に住んでない人なんですが、そこが難しいかなと思うぐらいで、あとはほとんど10軒ぐらいは大丈夫じゃないかと私自身はそのように思っているので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） お答えいたします。

いつから始めるかということですが、17年度の4月から検討に入っていこうと思っております。

それから、部活動のということでございますが、児童、生徒のニーズ、大変たくさんあると思います。そんな中の一つの検討材料にさせていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） それでいいんですかね。それと今私もう一点、さっき言い忘れたんですが、大きい学校にする方がいいじめがないんですよね。小さい学校ほど私自身はいいじめがあるんじゃないかと思うんです。じゃけ、そこのところを教育長さんもう一回大島郡の全部の学校調べてやってほしいというか、私がうちの家自身が経験しちよるもんで、よくもう一回よく答弁いいですから調べてみてください。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 道路の件でございますが、中本議員さんが用地交渉にはお骨折りをいただけるということでございますが、財源が厳しいということからいたしまして、三ツ松等々につきましては相当の財源が必要になろうかというふうに思っております。したがって、財源の確保ということも必要と、大変重要な課題でございますので、それらを踏まえまして検討したいということでございます。

議長（新山 玄雄君） ええですか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） それじゃ両方とも早急にちゅうことは、恐らく無理なんで、できるだけ早く検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。ちょっと待ってください、すぐ再開しますので。

午前10時03分休憩

.....
午前10時04分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、議会一般質問を通じ、その時々町長の政治姿勢、そして、町民の皆さん方の要求である暮らしや福祉を守り、未来を担う子供たちの教育条件整備、これらの改善、本来の自治体の役割、この実現の立場から要求に対し行ってきたところであります。今回、わずか1時間の持ち時間でありますので、端的で誠意ある答弁を求めたい、このように考えております。

1点目は、交通安全対策についてであります。

この点では、先日、旧橋地域の住民の皆さんと町長に対し申し入れを行いました。そのときの趣旨、また、今回執行部提案の安全安心まちづくり条例の角度、こういった点から委員会の設置について執行部の見解を求めるものであります。

なお、時間の都合上、旧町時代の例えば橋町議会での出来事とか、そうした点については答弁は要りません。また、各町、旧町時代の委員会等についても、その中身については、経緯については要りません。

2点目、福祉の充実の立場から介護保険制度、利用料の低所得者対策及び大島病院の改築の実現について執行部の見解を求めるものであります。

まず、介護保険の低所得者対策、この必要性についてであります。国の制度同様、旧大島地域では実は低所得者対策として取り組んでまいりました。しかし、17年度見直しということで実は終わりになりました。現在の県内の状況、また周防大島町の状況、これを見ても、利

用限度額に対する利用割合、県平均で14年度で39.7、15年度で40.72%であります。それに対して町が実は14年度が29.0、そして、15年度が30.44、いずれの年も実は10ポイント少なく、いずれも県下最下位という状況であります。これは、所得水準の低い状況、これが大きく関係していると思います。福祉の充実の立場から改めて町独自の介護保険利用料の低所得者対策、この制度の導入を求めるものであります。

次に、大島病院の改築についてであります。町長も私の12月の質問に対して「大島病院の改築は避けて通れない課題」、このように答弁をされ、必要性は認めたものであります。しかし、18年度着手を明確には答弁されておられません。18年度改築は、大島病院に対する旧大島地域の期待は大きいものがあります。改築に向け、国との交渉のため、その前提としての位置の確定、意思の確保、これが大前提と考えておりますが、今後とも大島病院がお荷物施設になるか、それとも期待の持てる病院になるかの点では今年度17年度の仕事が非常に大きなものがあると考えております。この点で執行部の見解を求めます。なお、12月議会でも行いましたので、過去の経緯については答弁は要りません。

3点目、環境問題についてであります。

郡内の建設業者が平成11年から14年の間に久賀経由で12万3,400トンの商品名で言いますとNSパウダー等になっておるようですが、路盤改良剤、こういう形の中で実は旧久賀地区山田、そして、旧大島地区の三蒲、赤松、そして、志佐地区に搬入しております。

しかし、製品そのものが弗素が環境基準の7倍を超えるという製品であります。千葉では、東日本製鉄所が猛毒シアン化合物や国の基準を超える強アルカリの排水が出て問題になり、その中身が実はデータ改ざんということが問題になっておりました。また、シアン化合物では、非金属製のかす、これがスラグ化される、いわゆるリサイクル時点でいわゆる猛毒を発生するということが言われております。

こうした点で、実は、旧久賀、旧大島地区の住民の皆さん方から早期に環境調査をしていただきたい。これは成分、そして土壌、排水の含めた環境調査であります。この点で執行部に対する努力を求めるものであります。

4点目、これは、教育問題、とりわけ今日、県が示しておる高等学校の統廃合問題についてであります。

現在、県立の学校3校あるわけですが、すべてが統廃合の対象の学校ということになっております。実際、現在の周防大島町にとってそれぞれ三つの学校がそれぞれの立場から歴史、伝統があり、必要な学校であります。

県の言う方向だと、ますます周防大島町は過疎が進行していく、このように考えております。執行部に対し、高校存続の努力、決意を求めるものであります。

最後は、生活改善のための道路改良及び道路維持費の増額を求めるものであります。

新年度予算を見てみますと、旧大島地区、上浜線は16年度計画部分が17年度にそのままずれ込む。そして、完成が1年おくれの可能性が出てきました。また、理由は別ですが、横見長波津礼線は起債の関係で着手が新年度ゼロ、これは到底認めることはできない状況だというふうに考えております。両線とも一日も早い完成、このための努力を求めるとともに、完成時期の明示を改めて求めるものであります。

次に、道路維持費の増額についてであります。

今回の新年度予算を見ますと、総合支所分平均で1支所当たり原材料費を含めて437万5,000円、そして、建設部門、これを四つに割ってしまうと原材料費を含めて245万円、合せて旧町ベースでは684万円しかないという現状であります。

旧大島町の場合、14年度ベースで見ても、当初予算で1,800万円ぐらいですから、いかに低いベースかというのが明らかであります。このような町民要望の大きい部分、これは削るべきではないと考えます。執行部の見解、対応を求めます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） まず、広田議員さんの交通安全対策でございますが、お答えいたします。

去る3月の10日の町議会におきまして、周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について御提案をいたしましたように、「元気にここを安心して21世紀に羽ばたく先進の島づくり」を目指すため、交通事故等を未然に防止をいたしまして、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する目的で本条例を上程したところでございます。

周防大島町まちづくり条例に基づきまして、年1回、周防大島町安全安心まちづくり協議会の総会を開催することになっております。理事会といたしましては、これは必要に応じて開催することになっておりますし、また、各運営委員会及び活動委員会は、年4回それぞれ開催する予定になっております。

今後の交通安全対策といたしましては、とりわけ交通弱者と言われる高齢者や子供の交通事故の減少を図るため、町内の交番所及び駐在所自体で交番ごとに活動委員会、既に大橋会というのができておりますが を開催をいたしまして、会員、いわゆる会員といたしましては、防犯連絡指導員とか少年指導員、交通安全指導員、婦人会、老人クラブ、学校、事業所、行政等々がありますが、これらが緊密に連絡をしながら、きめ細かい情報交換等を実施をいたしまして、お互いの交通安全意識や交通道徳を高めまして、交通安全に対しての心構えについて啓蒙を図るとともに、警察の御協力をいただき交通安全マップを作成をし、あるいは事故多発地点の再確認をしたり、地域ぐるみで交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

また、将来を担う子供たちを交通事故から守るには、関係機関、団体のみならず、町民が等し

く他の何よりも優先されるべき重要な課題であると考えております。

町といたしましても、来る4月6日から御存じの15日まで春の全国交通安全運動が展開されるわけございまして、この実施にあわせまして、大島警察署や各関係者が協力をいたしまして、子供たちが日常的に利用している通学路における危険箇所を改善をし、子供にとって安全・安心な歩行空間が確保に努めるために、通学路の交通安全総点検をし、安全確保に努めてまいりたいと考えております。したがいまして、議員各位のまた御協力も、御支援もいただきたいというふうに思っております。

それから、福祉の充実につきましては、平成12年度に創設をされました介護保険制度の導入時の住民負担の激変緩和措置といたしまして、旧町独自の判断により導入した各種制度といたしまして、低所得者の高齢者に対しまして在宅訪問のサービスである訪問介護、それから、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーションについて、サービス利用料の一部を国の減額措置と同じ自己負担額となるよう70%の助成が実施をされておりました。また、国においても、訪問介護利用者負担軽減措置制度が実施をされておりましたが、平成15年度に自己負担が3%から6%に引き上げられました。平成17年度から10%の負担となるなど、平成16年度で激変緩和措置は終了することとなります。このことは、介護保険制度が定着をしてきたためであると見られておまして、制度の維持、定着の観点から制度を尊重することといたしまして、広田議員さんの御質問によります低所得者の介護保険利用料の減免制度導入につきましては、今後議論の余地はあるにいたしましても、現時点ではこの制度導入につきましては、考えておりません。しかし、国におきまして、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、あるいはまた社会保障の総合化を基本的に視点として介護保険制度全般にわたる見直しが審議をされておりますので、その経緯を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

保険料や利用料の負担のあり方につきましては、制度の根幹にかかわることでもあります。本来、国において検討されるべきものと考えておりますので、低所得者にとって過重な負担とならないような措置を講ずるよう今後とも国とか県に対しまして働きかけを行っていききたいというふうに思っております。

それから、大島病院の件につきましては、管理者の方から答弁をいたさせます。

それから、NSパウダーの調査につきましては、NSパウダーは地盤改良安定剤として開発をされたものでございまして、リサイクル製品としては県は平成14年度に認定をしております。撤去につきましては、私有地でありますので、町といたしましても、今後、業者の対応を見守っていききたいと思っております。

また、水質調査につきましては、既に久賀の山田地区での要望によりましてプラントの下流を15年12月に地下水の水質汚濁に関する環境基準にかかわる検査を県が実施をしております

が、異常は認められない旨を自治会に回答しております。

それから、生活道路の改善についてでございますが、町道の上浜線は平成14年度に測量調査に着手をいたしました。工事につきましては、平成15年度に一部着工しております。全延長860メートルのうち100メートルが完成をしております。また、今年度においては、主要県道大島環状線との交差点部の設計を発注をし、現在は県と協議中であります。今後といたしましては、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

横見集落の町道長波津礼線も調整事項により平成17年度に休止をいたしましたわけですが、関係機関との調整を図りながら、当初完成予定の平成19年度完成を目途に事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、道路維持費についてのお尋ねでございますが、道路維持費につきましては、議員のお示しのとおり、毎年町民からの要求、要望が非常に多いわけございまして、しかしながら、道路維持という性質上、どのくらい要求があり要望があるか、また緊急性、安全性はどうか、現時点では把握はできないということでございます。したがって、補正対応を視野に入れておるわけでございます。しかも各総合支所との連携も大変大事でありますので、総合支所との連携をとりながら住民の要望にできるだけこたえていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

御無礼しました。高校につきましては、県の施設でございますが、漏れ承るところによりますと、高校におきましても既に1学年2学級以下の学校につきましては、再編が考えられておるようございまして、既に町の方にもそうしたことで大島郡内にあります高校3校は既にその対象になるように思われます。したがって、私どもといたしましてはできるだけ存続に努めてまいりたいと、努力をしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 広田議員さんの質問にお答えをいたします。

大島病院の改築移転計画を公営企業局より周防大島町総合計画策定委員会に提出をいたしました。12月議会定例会においてお諮りをいただくと聞いております。その後、具体的な計画に入ろうかと思しますので、御理解をいただきたいと思ます。

なお、改築移転時には、医師の充足率が100%でないと県当局の開設許可がありませんので、当局としましては、いつでも実施に入れるよう医師の確保に努めておるところでございます。議会の皆様方の御支援をよろしく願いをいたします。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、1点目、交通安全対策のための委員会の設置について再

質問を行います。

先ほど町長が触れられました点、私は一つ疑念があるのが、今日までの委員会のあり方について、どちらかと言えば啓蒙が主体になって、私自身啓蒙は否定しませんが、啓蒙が主体になって、その地域地域の、いわゆる状況をつかんで対策をとるという分が非常に不十分な部分があります。また、高齢者ゆえに、その都市部と違い実際的には私はいろんな施策が必要だというふうに考えております。それらを取り入れた委員会設置というふうに考えてよいのかどうか、再質問をしたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 安心安全のまちづくり推進協議会のなにを見てみますと、先ほど申したとおりでございます、年1回総会、理事会は適時開かれるようになっておりますし、それから、構成員といたしまして23団体があるわけでございます。あわせまして239人おられます。郡内におられるわけございまして、こうした人が活動されるわけございまして、当然、広田議員さんのおっしゃるようなこともこれで討議検討をされるというふうに思っております。したがって、この安全安心まちづくり推進協議会の成り行きを見守りたいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私が今議会前に旧橋地域の皆さん方と町長の方にお伺いしたときに、実は町長自身が交通事故の悲惨さ、例えばあのとき述べられたのは、商船の生徒さんが事故でなくなったと。それで卒業式に写真を持ってきて、非常に私も本当胸を打たれたということが述べられました。

私自身実際的に、郡内全体を見渡すと、本当に交通事故からいわゆる被害を少なくするという立場では、今239人が入るその活動する委員会というて言われますが、やはり私は、一番大事な部分は高齢者がその地域地域で実際的には、いろんな原因があるんです。もっとこうすれば事故が防げるのではないかと、もっとこういう面ではいわゆるソフトではなしに、こういう施設が必要なんではないかというようなのが本当に話し合われる場、そして、予算要望し、県当局に持っていける議論の場ということになるのかどうか、今執行部が提案されている中身では私は非常にとらえにくい部分があるんです。ですから、再質問の中で、ぜひともいわゆる安全対策として今までのソフト部門だけではなしに、本当に高齢者の町にふさわしい対策の位置づけとしてハード部分も含めて本当にやっていくという立場なのか。その点が非常に大事な点であるというふうに考えております。

先ほど中本町長さん、委員会の再読をされましたけど、その中で本当に1行は入ってます、確かに言われるように。設備面を含めというのが1行は入っておりますが、本当にそういう部分を大事にする委員会という考え方としてとらえておきますので、その期待に外れないような委員会の

ための努力を求めて、運営の努力を求めておきたいというふうに思います。これが1点目の交通安全対策のための委員会であります。

それで2点目、これは福祉の立場から介護、いわゆる介護保険利用者のための低所得者対策ということを提起しております。

實際上、私は、介護保険法が始まって以来、大島の実態をよくとらえていただきたいということをたびたび言ってきました。制度が定着した、それは日にちがたてば制度は日々定着するかもわかりませんが、実は中身が問題なんだということで、今回一般質問を行いました。

といいますのは、実際的には、県平均よりも10%低い状況というのは、私は解消していかなければならない課題だというふうに考えているんです。それには当然私が最初述べましたように、低所得者対策をやっていかないと、このまま周防、新しいまちの中でも私は、これは克服できないというふうに考えているんです。その点で今回一般質問を行ったところであります。

必要性については、介護保険の低所得者対策について実際的に10%低いというのは、いわゆる利用実態が10%低いというのは、どういうところに原因があるというふうに見てるのか、再度質問いたします。県水準から見て10%低いということについて。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 交通安全につきましても、いわゆる議会が通過いたしました暁には、周防大島町安全安心まちづくり推進協議会というものが設立をされるわけでございますので、こうした席におきまして、広田議員さんの今、御要望の件も十分話し合いたというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 介護保険の低所得者対策といたしまして、今現在、国の方でいろいろ審議がされております。その中で低所得者対策として、施設利用の負担軽減ということで、今、案の段階ですが、ひとつ新しい第2段階をつくるということで、その中では月額上限が2万5,000円が1万5,000円に引き下げられるということがあります。

それと、特別養護老人ホームに入所している、旧措置時代に入所していた人の負担額、これが16年度で経過措置終了するわけですが、これをまた現行のまま据え置くというようなきめ細かい配慮がされているようであります。また、施設の負担ということで、居住費用、食費というのが利用者負担に係るということになっておりますが、在宅であろうが、施設居住でありましようが、負担の公平性を図る観点からこれは負担をしていただくのが自然ではあるかと思っております。その応分の負担によりまして利用者の権利が発生するということで、そのサービスの質を図る上でも必要なことだと思っております。ですから、基本的には制度を尊重したいということでもあります。

支給限度額に対しての利用率が低いよということですが、これはいろいろな要件があるのかと思います。これまで周防大島町いろいろなサービス事業者の協力によりまして、サービスを充実してきたわけですが、まだその差別基盤が不足しているのかなと。それと、適切なケアプランが作成されていないのじゃないかと。それと、1割の利用者負担が困難な高齢者がおるのではないかとということですが、実際10%低いというのが、当初、介護保険が始まってから、初め在宅サービスということでデイサービス、ホームヘルプサービスが需要が多かったわけですが、だんだん定着をしてくまして、住宅改修、福祉用具の購入とか、そういうものをサービス、利用したいという方が多く出てきて、それだけ利用するために認定を受けているという方もたくさんおられるというふうに思っております。いろいろ原因がよくわからないわけでありますので、その原因の解明に努めまして、利用者が必要なサービスを必要な量だけ確保できるように、これから適正に調整をしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、非常に問題ある部分の改正が、実はきょう衆議院本会議場で趣旨説明ということになっているようです。しかし、中身を見てみますと、今、部長が言ったような中身とは、やっぱりもっと問題点を的確につかむ必要があるということで、きょうは、今の改正部分については取り違えないようにしていただきたいということで何点か述べておきますので、問題点言います。

先ほど、実際的には、いわゆるホテルコストで、いわゆる食事代を保険対象外からするのは当たり前というふうなことを言われましたが、それはもう別なんですよ。そのことによって実は1人当たり入所の際に年間40万円ぐらいの負担増になるという数値が既に出ております、実際的に。

それで、もう一つは、介護予防の名のもとに、軽度の高齢者の要介護区分、これを給付を再編して、実際的には家事介護部分をいわゆる介護保険から外すという中身があります。これが2点目です。

そして、こういうことをもとに、国の負担そのものを400億円減らすと。これは結局、利用者と地方自治体とに負担させていくという流れになっていくんです。こういう問題点を介護保険の今回の国の改正は持っているということを指摘しておきたいというふうに思います。

だからこそ今から議論の余地はあるが いわゆる町長の答弁、議論の余地はあるが今考えてないということは、私はもっと周防大島の現状をきちっととらえていただきたいという点をやっぱり論点にしておきたいというふうに思います。

と言いますのは、実際的に所得水準で言えば、出身町、例えば、旧橘町、実際的に所得水準が県下一番低い方という状況で、その当時、旧橘町で町長時代の中本さんがおられてやられたときに、

一番低いような状態じゃったちゅうことをもう一回おさらいをしていただきたいというふうに考えます。

そういう中で、実際的に所得水準、いわゆる今から先、危惧されているのが、お金がなけりゃ介護も受けられないという時代が高齢者の島だからこそ早く来ると、所得が低い島だからこそ早くくる可能性があるということをもう一回調べていただきたい、調査していただきたいというふうにと考えとるんですよ。だから、この10%のいわゆる県水準から10%、一番周防大島町が低いという状況を脱却する必要があるんだという点で、一つの方法として、いわゆる旧大島町で実施しておった再度低所得者対策、これは、制度としては新しい出発になると思います。いわゆる国が変わってきたわけですから、それをぜひとも今後実施できるように努力を求めておきたいというふうに思います。この点が介護保険の一番中身の部分というふうになります。

もう一点、中で介護保険の先ほど部長が答弁されましたので、若干質問の中に入れておきたいんですが、家事代行ヘルパー、いわゆる今度制度改正になって、そして、例えば、要支援1と要介護、ここらあたりが今度町が選別するようになります。そして、実態的には、家事、いわゆる今までは家事代行ヘルパーが可能であったんですが、実際的には対象外になる部分が出てきます。この点は、非常にいわゆる大島にとっては負担が重い、ひとり暮らしの負担が重くなります。やっぱり推計として要介護並びに要介護1の部分は、実際的にはかなりの人数がおります。その中で家事代行ヘルパー部分がいわゆるなくなる部分が出てくるというふうに見ておりますが、実際的には今まだ今から調査の段階ですから難しいかもわかりませんが、できるだけこれから外されんように、ぜひとも努力を求めておきたいというふうに思います。それが介護保険部分の実際今から先の議論になりますので、ぜひとも町長初め福祉部においては努力を求めておきたいというふうに思います。

また、議論の余地はあると言いますので、ぜひとも制度の新しい制度に向けて努力を求めたいと、制度創出に向けて努力を求めたいというふうに思います。

次に3点目、環境問題についてであります。

環境問題について、先ほど山田について下流域で調査をされたということが経過として報告されました。実際的には、周辺から言えば、たびたび県の方に山田地域の皆さん方が県に要望に行かれました。そして、今問題はないというデータが言われましたが、実際的には、まだいわゆる安全に向けても山田地域の皆さん方はすごく不安を持っているというふうには私にとらえておりません。

山田地域の現状について、実際的に搬入数等とらえておれば、実際的に聞いておきたいというふうに思います。また、再調査、いわゆる下流域じゃなしに、上流域の調査についてもぜひとも実施していただきたいし、いわゆる成分、いわゆるパウダーそのものの成分、そして、土壌部分、

その調査も3地区とも私は再度求めておきたいというふうに考えますが、担当課の方のもし町長の方も答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 介護保険の関係ですが、今、国の方で審議をされているということは、これは制度始まってどんどん認定者がふえていったということで、介護保険制度そのものが存続するのがだんだん難しくなる。どんどん介護保険料も上がってくるよということで、今回大きく見直しが行われるということになっております。

議員さん御指摘の家事代行ヘルパーといいます、家事のヘルパーがなくなりますよみたいな感じになっておりますが、これらにつきましても、これから介護保険事業計画などを作成しますので、それらの住民のアンケート調査などを行いますので、それらを実態見ましてまた検討していきたいと思います。

また、先ほど町長が言いました「今後議論の余地があるにせよ」と言いましたが、これは現在、国によって改正が審議されているので、その内容によりまして本当に低所得者に配慮されてるのか、いないのかというのを総合的に判断してこれから考えていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） お答えいたします。

久賀の搬入路については、町の方は把握はしておりません。つきましては、上流の検査、他の2地区等の検査につきましては、県と連絡をとりながら検討してまいりたいと思っています。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどもありましたけど、検討していくということなんですが、実施を今ぜひとも早急な実施、環境調査、いわゆる検討すると、検討という場合に、実施の方向で検討するという格好でとらえていってよいのかどうなのか。実際的には、実際数量等も把握されてないようであります。だから、実際的に12万3,000トンの多くが実は山田地域に搬入されておりますし、三蒲、赤松というところにもかなりの数量が搬入しているんです。そういう中で、一番大事なのが、やっぱり行政がその地域にやっぱり責任を負う。たとえ実際的に環境については、環境不安がある場合は、たとえそれが私有地に置かれたものであったとして、やっぱり公の立場から調査するというのは、私は当然の私は責務だというふうに考えております。

言いますのが、山田の上流部分も実際、調査をする必要があるんです。そしてまた、三蒲、赤松についても、志佐地域についても、それぞれ実際的に環境がどうなのかという点では、今は残念ながら柳井環境保健所と町が一緒になって本当に調査する以外調査のしようがないんです。そういう中で実際的に町の行政の方としても再度柳井環境保健所と一緒に調査するという考

え方でよろしいのかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 先ほども申し上げましたが、これは、何と申しましても私有地でございます、これも業者が搬入したわけございまして、行政がそれをとやかく言うことはできないと思いますが、水質調査につきましては、御要望があればやってもいいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 土壌調査及び実際的な水質調査、やっぱり必要性があると。それで今町長の方は要望があれば実施するという事なんで、担当部におかれましては、ぜひ保健所等と近々に調整をされて、実際調査に入っていただきたいというふうに考えております。

次に、横見及び上浜線の早期の開通について、そしてまた、道路維持部分の増額について再質問をします。

先ほど長波津礼線については、19年度という答弁がありました。上浜線については、実際的には1年おくれで可能性が出てくるんじゃないかということが客観性があります。その点で横見については最終年度を超えないように努力すると。上浜線についてはいつ、当初予定より結果としては1年間おくれるんじゃないかというふうに見ておりますが、どういうふうに考えておるのか、見通しを聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

上浜線につきましては、先ほど町長の方から説明がありましたように、交差点部分の協議をいたしております。もう100メートル部分、現在実施しておりますが、これは開作方面でございます。今、交差点協議の部分につきましては、小松側でございます。開作方面からの実施につきましては、現在、この道路の計画につきましては、過疎債を想定しております。ただ、過疎に当たる部分が道路がかなり少ない部分があります。この工事の主なものが水路でございます、これが過疎債の適用が外となっておりますので、これがほかの起債、有利な起債が当たるかどうか、その辺検討しておりますので、最終完成予定につきましては、今のところ何年というのが申し上げられませんが、早期に解決をしていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 非常に不十分な答弁であるというふうに考えております。といいますのが、確かに今地方財政は大変であります。しかし、実際的に過疎債を使うにしても、いわゆる特例債を使うにしても、実際的にはそれを使わないと改善ができないという中身もあります、確かに。そういう中でやっぱりその地域にとっては、大きな要望です。そして、旧町時代から引き次ぐ箇所でもありますので、早期に完成させるために努力するという答弁ですので、できる

だけおくれないうちにきちっと対応する必要があるというふうに考えております。

それぞれ住民の要望の大きい、そしてまた上浜線については、出発当時から議論しておれば災害対策という面も承知していると思います。例えば、あの地域がたびたびつかるといことで水路をつくるということから出発した部分ですから、町長も助役も上浜線についてちょっとわかりにくいかわかりませんが、それでも現地を見てもらって、本当にあそこは梅雨時期にすごいつかるんだと。だから、水路をつくらんやいけんという声から出発したことを再度担当部署の方に聞いてから、早期に完成されるよう努力を求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、道路維持部分の予算が非常に少ないという点で、町長の答弁は補正対応と、道路維持についてはつかみにくいということがあったんですが、やっぱりこれは基本的には削らないという格好でぜひとも要望の強い部分だから補正対応というのはわかりますが、早期なやっぱり努力を求めておきたいというふうに思います。

といいますのが、先ほど言いましたように、実際的に旧町ベースで見てもそれぞれ橋、久賀、そしてまた東和、大島と、それぞれいわゆる財政のいろんな性格あるもののそれぞれが努力しながら道路維持に回していったという部分でありますので、早急に実際的には補正が組まれるように努力を求めておきたいというふうに思います。

また、私の本会議の質問で、平均割でこうこうよという答弁がありました。そういう今、協議の状況なんですか。例えば、各総合支所あたり平均で実際的に4で割ればこの部分が100万円とか、この部分があるという答弁がありました。本会議初日、予算議論のときに。今、実際的にはそういう状況で予算計上されちよるとい状況なのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。いわゆる平均割でこうだという答弁がありましたので聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 道路維持関係の予算づけの関係ですけれども、各総合支所に、ですから原材料費として100万円、それから工事請負費として100万円、それから、小規模補助として150万円だったと思いますけど、全部でそれぞれ各所に350万円だったと思いますが、それぞれの支所に予算計上を当面しておる。といいますのが、この制度といいますか、やり方が17年度から新たに各支所にやっていただくような予算づけですから、どれだけの地域の要望が出てくるかというものはっきり言ってつかみ切れてない状況ですから、当初予算としてはこういった予算計上をさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 道路維持と密接に関係あるんが、実はどっちにしても大きな箇所として、例えば、旧町それぞれ東和、橋、久賀とあったわけなんです、それぞれが独立して、

例えば、ガードレール部分はこっちで見るとかいう格好で予算の区分けがされておりました、御承知のように。例えば、改善要望で県道改良のうち、交通安全については、実際的には交通安全、目の交通安全で工事費を組んで別途あったわけです。今回、御承知のように、交通安全部門が改善部分がゼロになっております。これ密接に関係があるんで、どういうふうに考えておるのかだけ聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 交通安全施設につきましても、各総合支所ですべてつけております工事請負費あるいは道路維持の工事請負費の中で対応というふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 支所部門に基本的に権限を移すこと、これは大事なことです。その方向で予算計上されるというのは大事な視点だというふうに考えております。だから、交通安全部分も実際的には、そうすると、財政当局も総務も実際考えてみてください。交通安全部門だけで旧大島で言えば、毎年50万円から60万円のいわゆる補助、それは当然入ってありました。それが、実際的には原材料、いわゆるそれぞれ入ってしまうと、いかに低いかということになってきます。ですから、実際的には、工事費部分が今度はガードレール等がゼロになって、ゼロ計上になれば、実際的には道路維持部分に負担がかかるという部分がありますので、当然私は早期な要望が、改善が必要だという点を指摘しておきたいというふうに思います。維持費についてはそれは見ておりますが、工事費についてはゼロという部分があるんで、実際的には、今財政当局は、皆道路維持の中に入るとか、総合支所の中に入ってるという答弁がありました。それをいれると、かなりの全体としてはもっと低くなるという部分があるんで、それは再指摘しておきたいというふうに思います。

次に高等学校の存続問題についてであります。

それぞれ今年度予算でも特色ある学校、中高一貫のための施設とか、そしてまた安下庄高校に対する特別の対策とかいう部分は新年度予算の中に計上されております。しかし、学校の存続問題は地域の病院とあわせてですね、非常に重要な課題があります。県の言うまま統廃合になったら、周防大島はますます過疎ということになります。おのずと県は高校だけではなく、職員の吸い上げまで考えているようであり。そうすると、過疎はますます過疎になりますので、本気で取り組む姿勢を示していただきたい。それぞれ大事な学校なんです。そして、そこに住む先生方はたくさんおられます。それらが、言うなればもう一方で地域を支えているんです。ですから、高校の存続問題は非常に重たいものがあるというふうに考えております。この点で決意について町長の対応を聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） お説最もでございます、私ども県立高校が3校ありますが、いずれも皆大切な学校であるというふうに認識をしております。したがって、県からもほどなく再編統合の話が出るやに伺っておりますけれども、これにつきましては全面的な、また努力をして存続に向けて頑張りたいというふうに思っております。議員さんの皆さん方におかれましても、また御支援のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） もう簡単やってください。時間ないです。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回一般質問におきまして、交通安全対策のための委員会の設置、そして福祉の充実の立場から介護保険利用料軽減対策、低所得者対策、そして大島病院の問題、また環境問題や高校の存続問題、そしてまた生活道路維持費の問題、これらは私は12月で行なった公共交通対策とあわせて非常に大事な、新町が抱える大事な問題の位置づけというふうに考えております。

先ほど、病院問題については12月の総合計画の中へ入れていくということで、提案していくということでありました。しかし、私はそれまでに努力すべきことはぜひとも努力していただきたい。それから出発では、私は非常に遅くなるのではないかと、1年遅くなるのではないかとというふうに考えております。その点からも、17年度前期の努力、病院建設のための、それをぜひお願いしたいというふうに思います。企業管理者の方、答弁お願いします。

議長（新山 玄雄君） 時間に、もう過ぎております。

議員（16番 広田 清晴君） ない。

議長（新山 玄雄君） はい。

議員（16番 広田 清晴君） ということで、はいじゃ最後要求だけ言って、時間がきたようですが、ぜひとも周防大島町として重い課題という位置づけでそれぞれ努力していただきたいというふうに思います。

以上で、はいじゃ終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。15分間休憩いたします。11時20分まで休憩をいたします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいですね。それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。それでは、7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 7番、杉山でございます。初めに、お礼のごあいさつを一言申し上げます。私のような新米の1年生議員に発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。私は、議会は初めてでありまして、こういう場で質問と大変緊張をしております。先輩諸兄の皆さんに対して御無礼な質問や発言もあるかと思いますが、ひとつどうか御勘弁願いたいと思います。

初めに、まず町長の所信表明について質問いたしたいと思います。所信表明を文章でいただきまして、何回も読ませてもらいました。町長さんを初め、執行部の決意のほどがよくわかりました。また、17年度予算の編成内容についても私なりに一生懸命読ませてもらい、勉強をさせてもらいまして、少しは理解できたつもりであります。

一部、所信表明の中で、私の勉強不足の面から理解できない面がありますので、その点について二、三質問をさせていただきたいというふうに思います。

中身的には、組織機構の簡素化と外郭団体の見直しを積極的に行うというような方針のようではありますが、特に外郭団体の見直しを積極的に行うということについて、私の認識不足等はどういうことなのか、外郭団体という、町の外郭団体いろいろあるように思いますが、その名前なり、その外郭団体をどういうふうに見直していくのか、方針をお聞かせ願いたいと思います。

それから、次に魅力ある地域づくりを進めるというふうに書いてあります。大変地方の時代で、最も大事なことと思います。地域のことは地域でないといわねと、そして地域づくりはその地域のものが一生懸命考えて魅力のある地域づくりを行なうということではありますが、私が心配しておるのは、町段階ではかなりスタッフもおりますし、魅力ある地域づくりの発想も出てくると思いますが、合併して地域が広がってくると、末端の集落、いわゆる周辺部の集落あたりになると、高齢化、過疎化が進んで、この末端地域では魅力ある地域づくりどころか、その集落の存続さえ危ぶまれるようなことも出てきよるわけでありまして、町域での魅力ある地域づくりは理解できますが、末端の集落における周辺部の魅力ある地位づくりについてはどのように考えておるか、ちょっとそこら辺の説明もお願いしたいというふうに思います。

それから、3つ目には財政の健全化に積極的に取り組むという表現もありました。なるほど厳しい財政状況で当然のことです。予算書等を見ますと大型プロジェクトがいろいろな旧町からの引き継ぎとか、新町の課題とか、大型プロジェクトが目白押しにあるようで大変町当局でも大変であろうというふうに思いますが、私はこの財政の健全化に積極的に取り組むということを経済的な数値目標を掲げて、そして年次計画等で我々議員にも町民にもよくわかるように、ひとつ説明をお願いしたいというふうに思います。健全化に積極的に取り組むという言葉だけでは、どうもどういうふうを考えておるのか、具体的に理解しにくい面があります。

最後に、公共事業評価システムとか、あるいは行政評価システムとかというような言葉が出てき

ておりますが、このシステムもインターネットあたりで見ても、わしらにはようわかりません。この公共事業評価システム、行政評価システムと、そういう言葉の中身をできたら我々にわかるように説明をお願いしたいと思います。

次に、2番目で指定管理者制度でございます。これは、去る3月5日の中国新聞で広島市も平成18年度、いわゆる来年4月から公の施設へ指定管理者制度を導入するために本格的に基本方針、本格的な導入に向けて基本方針をつかったというようなことが出ておりました。

で、私もインターネットで調べてみましたが、いわゆる公の施設、いわゆる体育施設とか文化施設、観光施設、学校給食、図書館、コミュニティーバスあるいは福祉バス、スクールバスあるいはいろいろなものの公の施設の管理の手法として、こういうものが検討されておると。既に、大きな都市というか、行政だけでなしに小さな末端の町でもかなり取り上げられておると。で、既にそれにもう民間が参入をしておるところもあるというような情報がありました。

そういうようなで、この新町周防大島町もかなり公の施設があるように思います。これの施設の活性化、サービスの向上、経費の節約、特に私も長年農協という経済団体、企業の一つであります、参画しておりましたので、非常に施設の効率的利用とかそういうものには関心を持っております。まあ、ここら辺のこの指定管理者制度について新しいものであります、どういうものか、あるいは新政周防大島町として新町として導入をどのように考えておるか、お聞きしたいというふうに思います。

最後、3番目に有害鳥獣の駆除でございますが、毎年多額の予算を組んでもらうて、この対応には積極的に協力いただいておりますので、大変ありがたいことであります。まずはお礼を申し上げます。しかし、去年あたりはタヌキ、カラスはもちろんヒヨドリの被害が猛烈にあった。で、ひどい畑になると半分ぐらいはもうヒヨドリに食われてしまうというようなこと、貯蔵中のミカンもそのために大きな被害が、腐敗が出ておるわけでありまして、こういうタヌキあるいはイノシシはわずかではありますが、カラス、ヒヨドリ等の鳥獣害の被害を町当局としてどれくらい被害があったというふうに算定しておられるか、ちょっとお聞きしたいがというふうに思っております。

それから、この鳥獣害の駆除に対してはちょっと調べて見ると、大正7年にいわゆる鳥獣の保護と狩猟に関する規制というような意味で法律がつくられている。この法律に基づいて今回、今やりよる鳥獣の駆除とか何とかいうようなものが、それを基本にやられておるわけなんであります。それは、いわゆるあくまでも法律に基づいて駆除されていかにやらんわけではありますが、町が多額の捕獲のための助成とか、免許の取得のための助成とかいろいろ金は使うてくれるんですが、その割合に減らんのですね。被害はむしろ横ばいかふえよるといのが実情に思うわけでありまして、有線等では駆除を始めたと言うが、へえ、どこで取りよるんじやろうか、いっそ取

りよるのは見たことはないがというような声も多々聞くわけであります。

そういうような意味で、私はもう既に10年近くこういうことをやってきておりますので、この際ひとつ目に見えて被害が減るという方向をもう一遍考え直してみてもどうだろうかということを考えておるわけでありまして、タヌキわなを中心にわなをかけて、免許を取得をしておる、当然町も助成をしていただいておりますが、こういうわなを、わなの免許といいますか、許可を持っている人を中心に被害を受けておる農家が、いわゆるみんなで参加できる、駆除に積極的に参加できる体制づくりでなければ、なかなか被害が減るといふにはならんのかないかと。免許を持ちちょる人だけが、取るんでは被害が減らんのやないかというような感じをしておるわけであります。

それから、ヒヨドリは季節のないいわゆる渡り鳥じゃから手がつけられんのじゃということで、果たしてこれを見逃してええもんかどうか、まあ去年のような被害がことしもまた例えばあったとするとですね、ミカン農家をはじめ一般の農作物もそうではありますが、もうつくられんようになってくるといふふうに思うわけでありまして、で、各地の情報もちよるちよる入るわけでありまして、やはりそれぞれ大きな声では言えんが対策はあるというようなことも聞くんであります。

そういうような意味で、私はこの10年近くたった現時点においても一回鳥獣の駆除対策については、ひとつ法律等の勉強もしようし、そして各地も情報も集めて、そしてできれば地域を限定して、そして時期なり方法を考えて、この鳥獣駆除のための特区ちゅいいますか、そういうのを認定をもらわんと、なかなかこれの被害が減るところまでいかんのかなかと思うというふうに考えるものであります。以上、鳥獣被害については町当局のいろいろなお考えもあると思いますが、お聞きをしたいところであります。

以上、町長の所信表明の中の中身の御質問、それから公の施設の管理についての新しい制度の導入についての考え方、有害鳥獣についてのお考え等の御質問をしておきます。ひとつどうぞよろしくお願いいいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 杉山議員さんの私の所信表明に対する御質問でございます。その中の5項目につきましての言葉の持つ意味と内容を具体的に説明していただきたいということでございました。

まず、その1点目でございますが、行政組織の機構の簡素化と外郭団体の見直しを積極的に押し進めるということはどういうことかということでございます。

まず、行政改革や機構の簡素化でございますが、議員さんも既に大島合併協議会の委員でありましたので、よくおわかりのことと思いますが、組織及び機構の取り扱いについてというのが協議をされたわけでございます。

新町において4町の組織及び機構をすべて統合し、一元化を図るには4町のいずれの庁舎も狭隘であることから、4町の庁舎を有効活用いたしまして、増改築等の経費の節減を図るとともに、住民サービスが低下しないこと及び各庁舎の職員数を急激に減少させない等を考慮いたしまして、総合支所と分散型の庁舎の併用方式を採用しております。御存じのとおりでございます。

しかし、一方で合併後の職員数は同規模の人口や産業構成を持つ類似団体との比較では約150人も職員数が多いわけでございます。今後、普通交付税の合併算定替えによる効果の段階的な縮減が始まる10年後までに適性な職員数にしていく必要があります。したがって、今後の職員数の適正化計画と連動いたしまして、組織及び機構を見直して、効率化を図っていく必要がありますので、行政改革や機構の簡素化を推進しようとするものでございます。

次に、外郭団体の見直しでございますが、周防大島町の外郭団体といたしましては、公共施設や維持管理を受託するための社団法人や財団法人、それから有限会社等、また町の実施する事務事業の一部を受託するための協議会や協会等が多数あるわけでございます。これらの外郭団体は、各団体の設立目的に沿って今後も継続して役割を担っていくためには、みずからが独立採算性を目指して効率的な事業運営に向けて改善を図る必要があります。

また、常に団体存続の意義、経営の健全化、効率性、透明性についても検証を行いまして、町の関与の妥当性について見直しを図る必要があります。したがって、今後導入予定の行政評価システムを活用いたしまして、住民に説明できる資料を提供しながら見直しを行っていく必要があります。したがって、外郭団体の見直しを推進しようとするものでございます。

それから、地域とのことは地域で考え、みずからが責任を持って魅力ある地域づくりを進めるということの意味でございますが、これは分権型社会のあり方というものであります。地域とは国に対する地域でございます、いわゆる自治体を差しておるわけでございます。よって、旧来から国の画一的な枠の中で政策の展開がなされてまいりましたけれども、これを離れまして自治体は自己の責任のもとに地域にあった独自の施策を講じていくというものでございます。そのため、権限委譲、財政基盤などの環境も整備をされつつあります。また、自治体の地域の関係についても同様であります。住民自治の確立のための仕組みづくりが大切であると考えております。

それから、財政の健全化についてのお尋ねでございますが、我が国の経済は引き続きまして、民間需要中心の緩やかな回復を続けておると見込まれておるものの、やはり現下の極めて厳しい地方財政の状況、国、地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえましてみますと、地方公共団体においては地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立をするため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と、重点化を進めまして三位一体の改革による国庫負担金の見直し、あるいは税源移譲、交付税の改革は進められる中で住民の皆様の安全で、そしてまた安心な生活を守りまして、町民が主人公のまちづくりのために効率

的で持続可能な中長期的な視野に立った財政への転換を図ることが必要と考えております。

そこで、具体的な方策についてであります。まず地方分権や住民ニーズの高度化、多様化等に適切に対処するため、徹底した行財政改革に取り組む必要があると考えます。そのために、平成17年度において行財政の改革大綱を策定をいたしまして、計画的な推進を図ることにしておるわけでございます。その内容といたしましては、事務事業の見直し及び選択、組織、機構の簡素、それから効率化、外郭団体の統廃合等、職員の定員管理、給与の適正化、民間委託の推進等、歳出の効率化と限られた財源の重点配分など、行財政全般にわたる改革を行なうべきだと思っております。

次に、公共事業再評価システムについてでございますが、公共事業の再評価システムとは、町が所管をいたします公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るために、事業採択後5年から10年の一定期間を経過した事業につきまして、事業採択時点以降の社会経済情勢の変化、事業の投資的効果及び事業の進捗状況等を考慮いたしまして、事業の継続または事業の見直し、もしくは事業の中止の決定を行なうものでございます。

すなわち、事業の開始当時と比べて社会あるいは経済情勢が著しく変化をしている場合などに、このまま事業を続けていくことが本当に妥当かどうか、あるいは変更すべきではないかという判断を学識経験者等、第三者からなる公共事業再評価委員会に意見を求めていくものでございます。再評価の対象となる事業といたしましては、事業採択後10年を経過をしている事業や、事業採択後5年間を経過した後も着手しないでおる事業であり、災害復旧事業や比較的小規模な事業は対象外とするものでございます。平成17年度に委員の報酬を予算化をしております。早い時期に公共事業再評価委員会の開催をお願いすることとしております。

次に、民間経営の手法を取り入れた行政評価システムの導入についてでございますが、行政評価とは現在の厳しい財政状況を背景にいたしまして、やはり旧態依然とした行政の体質に危機感を持った自治体が欧米等の新しいシステムを参考にいたしまして、みずから改革をするために取り組んでいる新たな行政運営の手法であります。国においては、平成13年制定の政策評価法によりまして、平成14年度から各省庁に政策評価の導入が義務づけられております。

また、平成15年7月末時点の数字では、全自治体の約14%にあたる465団体が導入をしております。山口県においても、県が平成15年度に導入をいたしております。県内5つの市が既に導入済みとなっておりますが、町村においては現在のところ導入した町村はないわけでございます。この行政評価システム導入の背景には、やはり地方分権の時代、高度化や多様化する住民ニーズ、厳しい財政状況、住民とのパートナーシップの形成が上げられます。これらの時代背景に対して行政評価システム導入の目的は、第1に行政サービスの点検と、自己診断に基づく改善改革、それから第2に行政サービスの実績に関する住民への説明、それから第3番目に職員の

意識の転換であります。

システムの概要といたしましては、平成17年度に策定をされます総合計画に掲載された政策目標を達成するための施策と、各施策を構成する事業ごとに企画立案、実施、評価、改善という一連の流れが循環をする行政のマネジメントサイクルに沿って施策の現状を評価をいたしまして、施策の目的を達成しようとするものでございます。このようなシステムの導入によりまして、特に予算編成と政策決定の仕組みがオープンになります。町民への情報公開を通じまして、行政の透明性の向上及び説明責任を果たせるといった効果や、職員一人一人が常にコスト意識を持ちながら、職務に取り組むという意識改革にもつながるとの効果を考えておるわけでございます。

なお、行政評価は導入された自治体もさまざまな手法が取られておりまして、また国の制度においても職員の業務付託の割りにも効果が上がらないなどとの反省もあるようでございますが、本町に最も適切なシステムを十分検討して導入していきたいと考えておるわけでございます。

あとの2件につきましては、部長の方から答弁をさせます。

議長（新山 玄雄君） 坂本総合政策課長。

総合政策課長（坂本 薫君） それでは、指定管理者制度についての御質問にお答えいたします。

指定管理者制度とは、平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正されまして、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行されたものでございます。

改正の内容は、地方自治法第244条の2公の施設の設置、管理及び廃止の第3項で、普通地方公共団体は公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところによりその管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体、もしくは公共的団体に委託することができる」と規定されていましたが、今回の改正で普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより法人、その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行なわせることができる」という改正でございます。

これは、改正前までは条例の定めるところにより公の施設の管理について、これまで町が出資しております法人あるいは財団法人、生涯学習振興財団、社団法人東和ふるさとセンター、有限会社サザンセットとうわ、瀬戸内海リゾート株式会社等と、それと公共団体、これは一部事務組合等でございますが、それと公共的団体、これは社会福祉法人、社会福祉協議会等でございますが、この団体だけにしか委託することができませんでした。しかし、指定管理者制度の導入によりまして今後は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め広く公募をし、施設の管理を決めていくことができるということでございます。

この制度の目的は、多様化する住民サービスの効果的、効率的に対応するため、公の施設の管

理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的としたものであります。なお、指定管理者の選定は、条例で指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び常務の範囲、その他必要な事項並びに指定期間を定めて行ないます。また、この指定管理者を指定しようとするときはあらかじめ議会の議決を得なければなりません。

指定管理者制度とは、要するに今までは町が公の施設の管理を町が出資している法人や、公共団体もしくは公共的団体に委託をしていましたが、今後は町が管理を公募する公の施設の指定管理者になろうとする法人や、その他の団体が町の条例で定める管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項について書類等を町に提出し、町の審査に合格したものを指定管理者として指定し、管理をさせるという制度でございます。

次に、周防大島町として制度をどのように考えて、活用をどのように考えているかとの御質問でございますが、指定管理者制度は平成15年9月2日が施行期日であります。既設の施設については法施行後3年間は従前の例によるとされております。したがって、平成18年9月2日まで猶予があるということでございますが、現行の管理委託契約により、委託期間が終了後は指定管理者制度に移行する必要があります。

しかし、市町村合併が進んでいる地域の市町村は、条例等の改正が困難で難しいということでありまして、合併後条例等の改正を行い、指定管理者制度に移行してもよいという行政実例となっております。本町は指定管理者制度を平成18年度導入に向けて既に公の施設について調査を行っており、今後は指定管理者制度に該当する施設の洗い出しを行い、条例等の改正、整備を含め、指定管理者制度への移行を検討しているところであります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 有害鳥獣の駆除についての御質問にお答えいたします。

鳥獣による農林水産業への被害は、農林水産業関係者にとって大きな問題となっており、鳥獣法の目的の一つに有害鳥獣の捕獲を通して、農林水産業の振興を図ることが明記されております。近年は、大島郡においてもイノシシ、タヌキ等の生息数の急増に伴い、有害鳥獣の駆除は最重要課題となっております。

さて、1点目のタヌキ、カラス、イノシシ、ヒヨドリによる平成16年度の被害金額を算定していますか、ということにつきましては、毎年2月に有害鳥獣による農林産物被害状況調査を山口県に報告しております。算出根拠ですが、被害面積に山口県より示されている平成16年農林作物収穫量の単価を乗じて算出いたしております。平成16年度の被害状況ですが、イノシシについては被害面積0.94ヘクタールで、被害金額は138万7,000円、タヌキについては15.4ヘクタールで、3,172万4,000円、ヒヨドリについては8.9ヘクタールで

1,833万4,000円、スズメについては2.65ヘクタールで358万7,000円、カラスについては7.16ヘクタールで1,474万9,000円となっております。合計いたしますと被害面積35.05ヘクタールで被害金額は6,978万1,000円となっております。

2点目の業者主体とした買上げ方式で効果が出ていると思いますか、ということにつきましては、周防大島町では旧4町当時から主として大島郡猟友会と捕獲の委託契約を結んでおります。また、大島郡猟友会員がミカン収穫時期等で忙しい場合については、島根県の県猟友会長でございますが羽部学氏に、主にタヌキであります。捕獲の委託契約をいたしております。毎年それなりの効果は出ていると確信いたしております。

3点目の被害農家自身が積極的に参加する体制でないと効果が出にくいと思いませんか、ということにつきましては、議員さんお示しのとおり町といたしましても被害農家自身が積極的に参加するということは大歓迎であります。個人農家につきましては、自分自身の農地の被害を防止する目的で設置する場合は、許可なしでも屋根のない囲いわなの設置は可能であります。ただし、その他のわな、トラバサミ、くくりわななどについては狩猟免許や狩猟登録が必要であります。

4点目の特区の指定を受け、町独自の対策を立てることの検討ということについてですが、構造改革特区は地方公共団体や民間事業者の自発的な立案により地域の特性に応じた規則の特例を導入する特区の区域を設け、その構造改革を進めていこうというものであります。こうした特定の地域での成功事例が波及することで、全国的な構造改革につながることや、特定の地域において新たな産業の集積や、新規産業の創出が促されたり、消費者等の利益が増進することによって地域の活性化につながることを期待されております。

周防大島町が、大島ミカン産地として広く認知されておりますが、高齢化、過疎化が進むことによりミカン産地の維持が危ぶまれているのが実情であります。議員さんお示しのとおり、構造改革特区は地域の活性化に向けて必要と考えております。特に、周防大島町における新町総合計画を推進するにあたり、施策横断的な取り組みが必要であり、農業分野ばかりでなく、環境分野、教育分野等幅広い項目の洗い出しから行い、山口県とも綿密に協議を行いながら総合的に検討することによりまして、有効な構造改革特区とすることが望ましいと考えております。

以上、有害鳥獣の駆除4点について答弁させていただきました。今後におきましても、課題は山積いたしておりますが、農業の持続的発展が実現できるように環境づくりに鋭意努力してまいりたいと考えております。以上です。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 時間が相当経過しておりますので、一言ちょっと。1の所信表明の具体的内容については、大変ありがとうございました。私もわかったような、わからんようなあれであります。さらによく勉強して研さんに努めたいと思います。

2番目の指定管理制度につきましても、ぜひひとついろいろな事業がこの周防大島町にはあります。基本的には、やはり制度の活用をしっかりとやらせてもらって、そして一般会計というか、一般財源から補てんをせいでさええように施設の運行利用と、そしてサービス向上、活性化のひとつ役立つようなことを考えていただきたいと思います。

3点目の鳥獣害の駆除については、大変被害の見積もりが少ないのに実は驚いておるわけであり。ミカンが販売金額等をちょっと調べてみましたら、やはり市場で売ただけで10億円近くあります。売らないミカン、自家用のものも含めると10億円を下るようなことは絶対ないと思いますが、そのどれくらい被害があったと思うかというのを、きのうちょっとミカン関係の集会がありまして聞いて見ましたら、1割は下らんよと、それは1割じゃない皆やられた家もあるんじゃないかというような、いろいろお話はありましたが、まあ1割にみても1億5,000万円、1割5分やられたとすれば2億円を下らんというわけで、まあ少々小まい台風が毎年吹くような感じにはなっておるわけで、私は農家ミカン生産者にとっては、これは重大な問題でありまして、「あれだけヒヨがおゆうちゃあ、はあ、百姓はやれんのう」って年寄りが言いよることをひとつしっかり腹へ入れちゃってもらい。

それから、こういう公の場では言いにくいことではありますが、各地でいろいろなことをやっておられるようであります。しっかり農協、関係団体の農協あるいは集落の柑橘組合あたりにも意見も聞いてもらって、そして新町のひとつ今まで以上に有害駆除に積極的に一つ対処してもらいたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、杉山議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。1時でよろしいですかね。1時まで休憩いたします。

午後0時06分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいでしょうか。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。次に、4番、平野和生議員。

議員（4番 平野 和生君） 4番、平野和生。台風災害時等におけるごみの撤去について、2点だけ御質問いたします。離島の中の離島に住んでいる関係で、ごみの処理なんか特にナーバスになっておりますので、よろしく願いいたします。

昨年、近年にない台風が2つも3つも来たわけでございますが、その高潮で昨年同様等に道路

等にごみが上がった場合、また屋根がわら等が落ちた場合など大量のごみの発生が予想できます。その撤去、処分について旧4町で差異があったように思われます。昨年は、まれな台風年でありましたが、ことしもないとは限りません。旧町での差異があれば統一を図りスムーズに分別撤去できるようお願いいたします。

2番目に、強風によって打ち寄せられたごみの撤去について、大島郡南部は春から夏にかけての南よりの風によって、また大島郡北部は秋から冬にかけての北よりの風によって大量の流木等が流れ着きます。地域のボランティアの方も出て分別撤去をしておられますが、余りにも量が多くてなかなかかどりません。年に一度くらいは大島郡民が一体となって、そういうごみを撤去する日をつくったらいかがでしょうか。美しい海は島の宝でございます。どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、平野議員さんの台風災害時におけるごみの撤去につきましてお答えをいたします。

昨年は、御存じのように大変大きな台風がたびたび押し寄せてまいりました。したがって、道路等には大変、散乱したごみや屋根がわら等大量の混合のごみの撤去や処分につきまして、お説のとおり旧4町それぞれ違った撤去方法で撤去されたわけでございます。今後における台風による災害ごみの撤去や処分につきましては、ばらばらでなくて統一的なものを基本にして撤去処分をしたいというふうに思っておるわけでございます。

また、台風時にかかわらずお説の北が吹いたり、南が吹いたりというような風がありますが、打ち上げられたごみの、そうしたときに打ち上げられたごみでございますが、旧町では各町それぞれクリーン作戦やボランティア団体等によりまして撤去作業が行なわれたわけでございます。

また、夏休みの前等におきましては、海水浴場の清掃等々が行なわれて、これは地区の住民あるいは学校の親子会等々がやられたわけでございまして、大変海水浴等々に子供の海水浴に支障のないようにということで、活躍をされたわけでございますが、台風にかかわらず海岸に打ち上げられた大きな流木等は町の方でできる限り撤去処分をしたいというふうに思っております。やはり、これは町行政のみでなくて、やっぱりボランティアとか、地区住民とのやっぱり撤去作業が一番大事になってまいりますので、今後もそうした方向でやりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 旧大島町はかなり災害時における処分には厳しかったとお伺いしております。旧橋の場合は、自宅等の屋根がわら等分別して出してよかったと認識しております。

実際、船で浮島の方にも取りに行っていました。特に、安下庄方面はかなりの被害がありまして、職員も交代交代で出て行っておったのではないかと考えております。島につきまして何分、昔は業者がおったわけなんです、今は業者がいなくて島へ行った方はわかると思うんですが、あの道路一帯江ノ浦地区は全部ごみで埋め尽くされました。それ処分するのに、地域の方そうで1日だけじゃ済まんわけなんです。消防団なり、青年部なりお願いして処分したわけなんです、要するにお金の出どころがなかったりするわけなんです。前回は、言うていくところがないという形で地区の方が、一杯飲み代といいますか、消防団と青年部の方にはそういう志をちょうだいいたしました。

何とぞ、その辺のこともお酌みいただきまして、今後もし台風がございましたら、もう来てからじゃ遅いわけなんですから、来る前にそういうシステムをきっちりしていただけたらと思います。分別できない発泡スチロールの粉々とか、海草が混じったりしたようなのがまだあるわけなんです。どう処分していいかわからないということで、その辺のところをひとつお願いいたします。

そして、季節風で流れ着いた流木等なんです、今度流れ着いたら今度大潮の満潮時に今度さらわれて今度は沖に出たりするわけなんです。ほんで1回浮島の沖で500メートル四方ぐらい物の見事なすばらしいごみが流れていました。もう船で走るのに怖いぐらいの。で、海上保安庁に電話したわけなんです。そしたら、町が処分せよということで、できるわけじゃないですね、そんなごみを。まあ、黙っておったら次の日は東和町に多分流れていくような感じなんです。西の風が吹いておったから。まあ、そういう関係でもう、物すごい想像も絶するような被害がございまして。その場合は大島郡だけじゃなくて、周辺の各市町村とも連絡を取り合って一斉に処分したらいいんじゃないかと思っております。

10年前の20号台風のときに、宮島の皆さん御存じのとおり、カキいかだはかなり流れてきました。漁業の被害もございまして、その辺のことで各瀬戸内海の近辺の地方自治体とスクラムを組んで、連携をとってそういう処分なりしていただきたいと思います。御返答をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 前回のことは既に旧橘町時代でございましたので、橘町におきましてはやはり各地区地区に集められたものを業者さんに御支援いただき、ここに魚原議員さんもおられますが、業者さんによっていち早くあそこの田中原と役場の沖に集めたわけでございます。これが2日ぐらいで終わったと思いますから、各地域のごみは一斉になくなったわけですが、まあ浮島は離島ということで、おくれたんであろうというふうに思いますが、集められたものは町の職員全員出まして、これを分別をしたわけでございます。したがって、あの地域には食料品

等々いろいろなものが入って、悪臭も漂ったわけでございますが、町の職員全員が出まして、この分別収集をやって、よそよりは負けんほど早く整理ができたというふうに私も自信を持ちよかったんですが、浮島にはそうした多少、時期的におくれたものがあったというふうに思って、今反省をしておりますが、今後におきましてはやはりせっかく4町が一緒になったわけでございますので、4町を統一した考え方で取り組みたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いしたい。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 最後に一つ産業部長の方に、建設部長の方にお伺いいたします。

先ほど申しました流れた、季節風によって打ち上げられた流木とか、そのままほっておいたら海底に沈むことがございますよね、最初から流れてるごみなんか、国とかそういうごみの撤去する船とかないんでしょかね、見たことないんですよ。まあ、海上保安庁に先ほども言ったように、電話すりゃあ町の責任だというし、お互いに責任をぬすくりあってもあれでございましょうし、そういうごみはもうほんまそのままにしておいたら養殖しておるところもありますし、海に沈んだら水産業の方にもかなりの痛手をこうむるんじゃないかと思っております。その点ひとつよろしくお伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） ただいまのごみ流木等でございますが、一般海域等の問題もあります。関係機関と連携を、調整を取りながらその辺は進めてまいりたいと思います。今、即答がちょっとできませんので、その辺は御理解をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 漁業経験者と漁業関係者もかなりおると思いますので、組合長を初め、そういう人たちに意見を聞いて、ごみの処分とかないようにうまいことよろしくお伺いいたします。答弁、結構でございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、14番、松井岑雄議員。

議員（14番 松井 岑雄君） 14番、公明党の松井岑雄でございます。7項目ほど一般質問を用意いたしました。

1番から3番、県道の拡幅工事について、消波テトラポットの設置について、離岸堤の設置については、場所を明記しましたので、後ほどこれに課長なり部長さんをお願いしたいと思います。多分、建設課関係になります。県道の拡幅工事から3番目の離岸堤の設置については、一括質問とさせていただきます。

地球温暖化に伴う台風の発生率も高く、非常に季節外れの早い時期から襲来する台風の数も多く、勢力も一段と大型化の傾向を徹しています。昨年は県下に3度も接近し、道路、家屋、その他の施設、農漁業生産物に至るまで、大変な被害をこうむりました。このため、県道の家房地区では2カ所の陥没、現在復帰中でございます。津海木戸田間のケサビ浜の陥没、実は戸田家房間にはバイパスの道也没有せん。陸の孤島と化しまして、停電、断水とライフラインも麻痺状態になりました。幾ら台風慣れした住民とは申せ、3日間も続くとパニック状態でありました。

先日のテレビの放映によりますと、南極の気温はことしは平年よりも2.5度上昇していると伝えられました。ツンドラであるはずの氷も物すごい勢いで溶け、地表の土もむき出し状態になっております。崩落する土と一緒に流される子育て中のペンギンの親子の死滅する映像を目にいたしました。南極と昨晚放映されましたマンモスの化石の出る北極の氷が溶けると、海水面は現在よりも70センチから80センチ上昇すると予測されております。我が周防大島町の家屋も二、三十%くらいは水没する可能性も考えられます。環境破壊による自然との闘いは大変厳しいものがございますが、本年も大型台風の襲来が予測されます。住民生活の安心、安全を守るためにも1から3項目の地区ごとに列記した今後の計画が判明している、あるいはまたいつごろからその工事等が期待できるかについてお答えをお願いをするものであります。

4番目の県道の防犯灯の設置についてお伺いいたします。

現在、日見志佐間の県道にはし尿処理場にただ1カ所の水銀灯が点灯をいたしております。全くお粗末な状態ではありますが、くらいSカーブと道幅も狭く、危険極まりない場所もあります。この地区を通過される住民の皆様より、早く目標となる明かりをつけてくださいと数多くの御要望も承っております。当面、三、四基の水銀灯の設置が必要かと考えられます。ぜひとも善処の方向で御審議を賜りたいと思います。

5番目の水洗公衆トイレの設置についてお伺いいたします。

沖浦西、東地区と農業集落排水事業は着々と進行し、沖浦地区の6部落ともこの計画の中に入っております。既にでき上がった戸田部落もありますが、各部落とも区長制度がありまして、6人の区長さん方の御要望も大変根強く、ぜひとも水洗化すべきだとの御意見であります。このことは、助役さんにも進言されたとおりでございます。環境美化には特に熱心に取り組まれておられる区長さんばかりであります。今後の早急なる重要課題として取り組まれますように、ぜひお願いをするものでございます。

6番目の小中高の朝10分間の読書活動についてお伺いをいたします。

現在、周防大島町23校の中で、朝の10分間の読書活動は何校実施されているのか、また未実施校があればお伺いいたします。旧大島町では四、五年程度前からこの活動を実施されました。大島中学校では子供たちも大変実力をつけられました。椋鳩十生誕100周年記念、椋鳩十文学

記念鑑賞、全国読書感想文コンクールにおいて、全国最優秀賞の栄冠を受賞されました。これ以外にも県知事賞、また県奨励賞など立派な成績を納め、文部省の読書推進指定校ともなっております。継続は力なりとは言われておりますが、より多く良師に恵まれることは、その子供の将来を左右すると言っても決して過言ではありません。もちろん地域の皆さんのボランティア活動による読み聞かせ運動や、読書活動に支えられているものも事実であります。今後、知識豊かな良識のある子供たちが続々と誕生されることを希望するものであります。

英語の必修科目の導入については、これは国際社会に対応するために積極的な取り組みをお願いするものでございます。

三位一体改革の7番目に入ります。町長さんにお伺いするわけでございますけども、この残された課題についていろいろあれこれ考えてみました。1つ目に地方債の改革について自治体の運営をこれからどうするかという問題と、もう一つは住民自治の強化について、この2つについて考えて見ました。

少し長くなりますけども私のまとめたことをおしゃべりさせていただきます。国と地方の税財政を見直す三位一体改革について、政府与党は2006年度までの改革の全体像を決定し、国から地方への意識の流れを変える改革が本格的な実施段階を迎え、税源移譲額の上積みなど課題は多いものの、地方財政の自立という目的を照らすとき、課税自主権の拡大、地方の借金である地方債の改革、住民自治の強化は見逃せない重要なテーマでもあります。

この三位一体改革によって、地方向けの補助金や地方交付税が証言されると地方自治体の借金である地方債の発行がふえるのではないかと懸念されている面もあります。地方債の残高は景気対策として公共事業を拡大したことなどから、1992年度末以降に急増しております。2004年度末には国全体では地方歳入総額の1.40倍の約138兆円に達しております。残高の4割を占めるのが国の補助金のない普通建設事業債に充てる一般単独事業債であります。次いで2割を占めるのが国の補助金がある公共事業に充てる一般公共事業債であります。本来単独事業債の利払いや返済は、自治体が負担するのが当然だが、国の景気対策に地方の公共事業を連動させるために国が地方交付税で面倒見る措置を導入いたしました。それが、地方債を拡大させる一因にもなっております。

自治体の配分する地方交付税で、借金返済の面倒を見るということは、ある自治体の借金を国、ひいてはほかの地域の住民につけ回すことになる。これでは借金をすればするほど特をすることになるわけでありまして。国の許可で発行するということは、もしその自治体が利払いや返済ができなくなった場合に、国が責任を負うことを約束していると同じこととなります。地方債の4割程度は銀行などの民間資金がふえていますが、税収の少ない自治体でも容易に借金ができます。また郵便貯金などを原資とする政府資金も地方債を引き受けており、民間から余り借金ができな

いような財政力の弱い自治体でも経理、長期で容易に借金ができるわけであります。地方財政の自立を図るためには、改革がしり抜けにならないように地方債の改革が欠かせないものであります。

2006年度からは地方債の発行許可制度が事前協議制度に移行し、国の同意のない地方債も発行できるようになる。しかし、同意を得た地方債については、従来と変わらず改革が求められております。地方財政の再建制度を見直すべきだとの意見もありますが、現行制度は破産寸前の自治体を国が救済する色彩が濃いために地方債は国の暗黙の補償を受けていることになり、健全な市場原理が働かないわけであります。自治体財政に規律をもたらす、借金の貸し手にも一定の責任を持たせるために、自治体の債務不履行、つまり借金の棒引きを認めるべきだというものであります。それが、具体化されれば地方債を通じて自治体財政が金融市場の評価に移送されて、自治体財政の健全化や透明度の向上が期待できるものと思います。

総務省は2000年度以降、民間資金による地方債の引き受け額を拡大し、市場公募債で資金調達をする道を開こうとしております。協働発行の仕組みを工夫するために市場原理を活用する方向の改革が求められているわけでございます。これらのことを考えますと、周防大島町でも一般公募債を将来的に考えられるのか、いやそうじゃないと。合併の特例債があるので、周防大島町は10億円ぐらいの基金の積み立てができるとか、恐らく町長が100年間町長をやられたとしても今の借金を返済することはできないわけであります。いろいろ問題は多くあると思いますが、公共事業の見直しと、あるいはまた起債の減額をどうするかというところまでお考えがあればお答えいただきたいと思っております。

続いて、もう一つ住民自治の強化についてお願いするものであります。三位一体改革では地方への補助金、あるいはその表現や税源移譲の論議が目立ったことから国民の目には国と地方の財源の奪い合いと写っている面もある。しかし、この改革は住民生活に大きな影響を与えることは間違いない。従来、我が国の中央集権システムでは、自治体の収入は中央との関係で決定する分が大きかったです。それに対して、三位一体改革では、地方財政を国から自立させて、行政サービスに関する受益と負担の関係を明確にし、住民との対話でそれらを決定していくシステムをつくらうとしております。

したがって、住民と対話し、住民の意思を反映していく仕組みをつくらなければならないわけであります。そうすることが、最終的には三位一体改革の完結したとも言えるわけであります。住民を代表するのは、何よりも中央議会であります。しかし、これまで国との関係で議会が予算修正できる範囲は限られてきました。地方議会の関与を拡大するためには、自治体の自主財源を拡充し、国の関与を廃止し、縮小する事がまず必要であります。議会の議決に対する首長の拒否権が認められているなど、首長の有益な地位が保証されております。

そうした中で、首長による予算編成段階で住民の意思を反映する工夫を図ることは最も重要であります。財政への住民の直接参加の制度も整っておりません。地方自治法では、条例の制定、改廃について住民の直接請求権が認められてはいるが、地方税の賦課徴収などは除外されております。地方税の税率や法定外税の創設も必要であります。公共事業の採否などについては、住民が直接参加できる仕組みの検討が求められております。

これらを総称して、こういったシステムをつくれぬのか、あるいはまた住民の有識者をこの中に入れて、一緒に参加したものができぬかどうか、について町長よりの御答弁をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 松井議員の県道の拡幅工事から県道の防犯灯の設置についての御質問にお答えいたします。

まず、県道の拡幅工事、安下庄大泊間についてであります。安下庄大泊間の主要県道、大島環状線は庄南地域の用地測量が今年度に完了しますので、平成17年度より庄南地域の既設道路の山手側用地の取得を行うと伺っております。

次に、家房出井間についてであります。家房出井間も出井地区において400メートルの用地測量を行いますので、平成17年度に出井地区の集落内から工事を着工すると伺っております。

次に、津海木戸田間についてであります。津海木戸田間は今年度に詳細設計を行い、平成17年度に戸田地区の埋め立て申請業務に着手しますので、工事に入るのは平成18年度からと伺っております。

次に、横見地区、また日見志佐間についてであります。横見地区、また日見志佐間は基本設計は完了しておりますが、詳細設計及び用地測量については平成17年度に実施できるよう県の本課へ要望していると伺っております。

また、安下庄地内の県道改良は庄南から三ツ松までは現道改良案とバイパス案の2案で検討中ということです。また、古城地区はバイパス案で基本設計が完了しております。平成17年度は既設県道との交差点の設計に着手すると伺っております。

次に、消波テトラポットの設置についてのお尋ねであります。秋地区の海岸事業は、戸田地区の沖浦西港における海岸高潮対策が完了した後に着工予定と伺っております。戸田処理施設前の海岸は、現在は海岸保全区域外であり、消波ブロック等を設置するのであれば、保全区域指定の変更を行い、国へ事業採択の要望をしなければならないと伺っております。志佐荷揚場の北は町管理の志佐漁港海岸保全区域でありまして、以前から要望もありますので、高潮対策事業として新規に計画を立て、事業要望を起し、採択相なるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、離岸堤の設置についてのお尋ねであります。津海木地区につきましては、県が定めた海岸保全施設整備基本計画に離岸堤の計画がありますが、現在は未着手であります。今後も引き続き、県に要望してまいりたいと考えております。戸田地区の海岸事業につきましては、昭和61年に着工し、約160メートルの離岸堤を残しておりますが、平成23年度完成を目途に実施していると伺っております。

次に、県道の防犯灯の設置についてのお尋ねであります。道路の街路灯については地域からの要望が多数あり、県や町も既存の施設を維持管理するのが精いっぱいの状況です。国道及び県道を管理している大島土木事務所が発注する街路灯の設置については、国道と県道の交差点や国道、または県道と町道の交差点において横断歩道が設置されている箇所と限定されておまして、その他については国道、県道であっても町が対応しております。今後も、町といたしましては地域の格差はございますが、国道、県道及び町道の交差点における歩道設置箇所については要望に答えられるように予算要望をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 松井議員さんの朝の読書活動についての御質問にお答えいたします。

本はゆっくり何回でも味わうことができ、考える余裕があり、想像の世界を広げることができます。読書を通してじっくり自分を見つめ、考え、人間的に成長していくことができます。本を読まない傾向のある子供たちに読書の習慣を身につけてやることは、心の成長にとっても大切なことであると考えております。現在、周防大島町ではすべての小中学校でいろいろな形での読書活動が行なわれており、一人ひとりの児童生徒のものの見方や考え方の伸長、一つのことに取り組む集中力の向上、そして実行し続けることによる習慣化などの効果が上がっていると聞いております。

本を読まなくなった子供がふえた現在、読書指導の必要性は一段とましています。学校での読書推進のみならず、家庭読書や地域への読書活動の推進をも考えながら、朝の10分間読書を含めて子供の読書活動を進めたいと考えております。

次に、英語の導入についてであります。小学校では総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として英語活動を行っております。内容的には中学校の英語教育の前倒しをするのではなく、簡単なあいさつやクイズ、ゲーム、歌、ごっこ遊びなどが中心です。そして、それらの活動を通して英語の語句や簡単な表現に親しみ、会話力を身につけ豊かな国際感覚を育成するようにしております。

なお、教育委員会といたしましては、すべての中学校へ派遣しておる英語指導助手ALTを来年度も今年度と同様、小学校へも派遣する予定であります。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 水洗公衆トイレの設置についての質問にお答えいたします。

現在、下水道工事を日見、横見、戸田、家房、津海木で実施しております。地区で管理をしている便所のことだと思いますが、要望申請があれば、管路につきましては引き込みは町で行います。しかし、上物につきましては管理者の方で実施していただくことになろうかと考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、松井議員さんの御質問にお答えいたしますが、地方債の改革を例にとりまして、本町の財政運営全般についての御質問であると受けとめまして御答弁をさせていただきます。

三位一体の改革をはじめとする国、地方を通じましての財政改革の過程にある今、財政運営全般にわたり見直しを行う必要性は、先ほど杉山議員さんの御質問にもお答えをしたとおりでございます。地方債改革を例にいただきましたので、本町の状況につきまして若干の御説明をさせていただきます。

本町の町債の残高は、平成17年度末におきまして一般会計で約265億5,000万円でございます。簡易水道、下水道等の特別会計を合わせますと約354億9,000万円、さらに公営企業局の企業債残高約82億3,100万円を加えますと、約437億2,200万円もの膨大な負債残高となると見込まれておるわけでございます。当然のことではございますが、これの償還に要する経費が町の財政を圧迫する大きな要因の一つであると言えるわけでございますが、近年よく言われておりますプライマリーバランス、基礎的財政収支、すなわち町債の借入額と町債の元利償還額とのバランスを見る指標でございますが、これが均衡している場合は新たな借金は過去の借金の返済に充てられることとなりまして、これ以上借金は増加しないとされております。借入額より償還額の方が大きい、いわゆる黒字の場合は、借金は減少するという見方ができるわけでありまして、一方借入額の方が大きい赤字の場合は、その償還を次世代へ回しているということになるわけでありまして、国は現在赤字の状態にあり、2010年代初頭に黒字化を目指して財政改革に取り組んでいるところでございます。

本町の場合を見てみますと、平成17年度におきましては、一般会計におきましては借入額26億6,570万円に対しまして、償還額が31億3,099万5,000円となりまして、約4億6,500万円程度の黒字となっております。特別会計、企業会計を合わせましても約1億8,000万円程度の黒字であります。後年度へ財政負担を先送りしたとは言えない状況になっておるわけでございます。

しかしながら、今後の町の課題を考えますと、防災行政無線の整備とか、斎場建設、それから温泉利用施設整備事業、そしてまた大きなのが一般廃棄物の処理場建設事業等々の事業に着手するとともに、下水道事業の全町的な取り組み等を考慮いたしますと、非常に厳しい状況には変わりはないと判断をしております。

特に、先ほど申し上げましたプライマリーバランスにつきましても、農業集落排水事業、特別会計におきましては、本年度約4億5,200万円程度の赤字であります。今後も、農業集落排水事業の推進によりまして、この赤字はさらに大きくなることが予想されるわけでありますので、全体的なバランスを考えますと、どこかの会計を大きく黒字にしなければ周防大島町としてのバランスは維持できないこととなります。

そうなりますと、歳入につきましては限られておりますので、どこかの会計で歳出を大きく減額をし、そのバランスを保つしか方法がないわけでありますから、事業の選択は当然のことでありまして、継続中の事業につきましても、場合によりましては縮小も余儀なくされると考えております。

生活関連基盤の整備や、地域経済の振興等必要な事業は確保したいというふうに思っておりますものの、いわゆる箱物の整備は抑制するとともに、ハードからソフトへの政策転換は時代の趨勢であると思慮をしておるわけでございます。

合併特例債も120億円程度の活用が可能ではありますが、初日の施政方針でも申し上げましたとおり、あれもこれもではなくて、あれかこれかの判断を的確に行ないまして、しっかりとした事業計画のもとで中長期にわたる財政計画を樹立し、財政運営、町政運営にあたりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、もう1点の住民自治の強化についてでございますが、国と地方の関係が対等となった今、地域にかかわる多くの物事、地域みずからが決定し、行う、いわゆる地方自治の確立とこれに基づく地域の自立が求められております。地域の自立のためには、町民の負託によって町政が行われる行政主導型の社会から、町民が自己の責任と価値観に基づいて行動する町民自治社会への転換によりまして、町民と行政が互いに目標と理念を共有いたしまして一丸となって町づくりを行っていかねばならないと思います。自分たちの地域に何が必要で、そのために活動やサービスをだれが担うのかを住民と行政が対話を重ねながら町づくりを進めることこそが住民自治でありまして、みずから考え、みずから行う町づくりを実現することが住民自治であると考えております。そのためにも、住民意識の高揚あるいはまた住民自治を推進する環境の整備が必要であります。その一環といたしまして、旧町単位に自治会連絡協議会、さらには町の自治会連合会の設置を行い、自治会相互の連携、町との対話の推進を図るなど、住民自治の充実した地方自治システムの確立に向けて今後とも努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） はい、ありがとうございます。

町長の答弁も全くわかりやすい答弁をいただきましたが、今先ほどの建設部長の方の御答弁の中で、戸田処理施設沖の離岸堤、消波テトラポットの設置については、海岸保全区域でないのでちょっと難しいという御答弁をいただきましたが、実はこの戸田の処理場の沖は、御存じのように外海に面しております、台風が大島よりも西の地域を通ったときは南風、いわゆるマジ風が強くて、とても通行のできるような可能性がないわけでありまして、したがって、住民はせっかくいい道ができたんだからって喜ばれたんですけども、実は通れないというわけでありまして、ここは県の方から溝を切りまして、一応上がった水が海の方へおりるようになっておりますけども、これがまた溝が小さい、音は出る、車が走れば音は出るって言うわけで、なかなか功を奏しないわけでございます。したがって、ここをやるとすれば離岸堤もしくは消波ブロックで波が上がらないような方向性を考えるしかないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひとも生活道路の一部の大変な重要な箇所でございますので、ぜひお考えをいただきたい。こういうふうに思っております。あとは、時期的なものについては、大体のことがお考えはお聞きしましたのでよろしいかと思います。

あと水洗トイレ関係については、また区長会が近々ございますので、その中で御報告もさせていただきます。予定にしております。

それともう一つ、教育関係の小中校の朝の10分間、教育長にもう一回これ説明を求めるものでございますけども、実は、小学校なんかをちょっと対象に、ある程度子供さんたちにお聞きしたところ、朝の8時10分から30分の間、20分間は読書活動の時間もあると。けども、各校を聞いたところによりますと、月、水、金のこの3日間だけが、自主勉とか言ってましてね、子供たちは、自主勉がありますよとかっていうふうに言っておられます。実は、読書の時間ってというのはいつなのって聞きましたら、火曜日と木曜日の2回あります、こういうふうにお聞きしておりますので、できれば小さな子供が読書に親しむんですが、なかなか難しいんですけども、先般アメリカでお母さんが、7カ国語をしゃべれるお母さんがお産をしまして、産まれた子供にその7カ国語を全部この子供にしゃべって聞かす、とこういうのをお聞きしまして、ある雑誌で読んでましたら、そしたらその子供はアメリカ語をしゃべるかなと思ったら、実は7カ国語全部をしゃべったというふうに雑誌にも書いてありますので、やっぱり幼児教育のときは一番大事だになっていうふうにも考えますので、ぜひ読書活動について強硬に推し進めてほしいと、こういうふうをお願いするものであります。ぜひ教育長、その辺もよろしくお願い申し上げます。

それからもう一点、町長ありがとうございます。一応お考えはいろいろお聞きしました。今

のお考えの中で最終的に、この特例債をいただきました120億円ばかりのお金につきまして、一借をしないための10億円程度の預金ができるかと、基金の積み立てができるかどうかについて、一つだけあと御答弁ください。お願いします。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） お答えいたします。

この朝の10分間読書というのは、月曜日から金曜日まで毎朝10分あるいは15分、連続的に休みなく続ける、そういう読書運動のことでございます。それで、周防大島町の場合で言いますと、今松井議員さんがおっしゃる火曜日と木曜日だ、あるいは学校によっては学期に、例えば6月、11月、2月という、月に分かれて読んでいるとか、あるいは読書週間、読書月間を設けて読んでいるというふうなことで、朝の10分間ということに限りますと、私の把握しておるところでは小学校が7校、半分、それから中学校が3校、毎日に月曜日から金曜日まで読んでいると思っているわけですが、とにかくすべての小中学校にわたって、いろいろな形で読書活動が行われているという、これは事実でございます。この朝の10分間読書、来年度になりますか、周防大島町の教育の重点目標の一つにも読書活動の推進を入れております。ぜひ校長先生方に呼びかけながら推進をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 合併の特例事業として10億円の基金を積んではどうかという御意見でございますけれども、これ確かにそういった制度はございますけれども、この基金につきましては果実運用の基金でございます。ですから、この10億円積んで、その利息を運用すればできるという基金でございますから、これ町債としての起債を起こしまして、基金造成をいたしまして、今の金利の状況からいたしますと金利が非常に低いということで、起債の利率の方が高いという逆転が生じております。ですから、これ今やることによつてのメリットというのはちょっと私ども想定できませんので、今のところ基金を造成する意志はないということでございます。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。15分休憩します。2時5分まで休憩します。

午後1時50分休憩

午後 2 時 05 分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのようにあります。休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、一般質問を続けます。

次に、25番、久保雅己議員。

議員（25番 久保 雅己君） 私は今期定例会に当たり、喫緊の課題と思われる2点について質問をさせていただきます。さきに杉山議員さんの内容とダブリがあると思いますが、私なりの質問をさせていただいたらと思います。

国や県を初め各自治体において非常に厳しい財政状況の中で、平成17年度の予算編成に当たり、町長さんを初め、執行部の皆さんに置かれましては大変な御苦労があったものと推察いたしているところでございます。今後とも続くであろう自主財源不足の対策として、建設事業計画の見直し、事務事業の見直しによる経費節減、また各種町が出資し、管理する法人施設等の経営の見直しについて、早急に対応すべきではないかということでございます。

まず、事務事業関係ですが、町で購入する物品についていろいろと考えておられると思いますが、平成16年度予算における消耗品は約2億円となります。消耗品等、一括購入の可能なものについては入札制度の検討をされ、対応をされたいかがなものかと思えます。また、燃料についても、納入業者により価格差があるように思われますので、同様の制度で対応されたいかがでしょうか。

次に、東和町ふるさとセンター、グリーンスティながうらを初め、町が出資し、管理する法人施設等の経営状況についてお尋ねいたします。平成15年度における委託経費及び施設の維持管理のために町が出資し、経費としてその運用収入についてお伺いいたします。ただし、可能でしたら各施設の建設経費と、その内訳、一般財源についてもお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、久保議員さんの御質問にお答えいたします。

経常経費の節減についてでございますが、大変厳しい財政状況のもとで、経常経費の節減のために消耗品とか燃料等の購入方法について検討してはどうかという御意見でございます。

まことにそのとおりでございます。町といたしましての物品購入等の基本は、何といたしましても町内産業の振興と業者の育成を視野に、町内で調達することが原則であるというふうな考えでおるわけでございます。しかしながら、必要なものが必要な量、必要なときに調達できなければならないわけでありますから、全てそのようなことが可能とは言い切れないケースがあるわけでございます。また、限られた予算の中で物品等の調達を行うわけでありますから、当然そこには競争の原理が働くわけであります。

そこで、議員さんの御提言のとおり経費の節減のためにどのような方策を講じることができるかではありますが、年間に相当量が必要となる物品等、例えばコピー用紙、あるいは庁舎等で使用する灯油などが想定されるわけではありますが、入札という方法がとれるのではないかと考えております。公営企業局におきましては、既に入札を実施をしておるわけでございます。また、入札の方法にいたしましても、一般競争入札あるいは指名競争入札といった方法がございますが、それぞれの物品等に応じまして、その方式を検討してまいりたいというふうに思っております。特に、指名競争入札におきましては、指名業者の選定におきまして十分な検討がなされなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても厳しい財政状況にありますので、消耗品、燃料等に限らず、あらゆる経費におきましてその契約方法等を精査をいたしまして、経費の節減に努めなければならないというふうに思っております。

それから、各町が出資する法人等の運営する施設の経営の見直しについてでございますが、東和ふるさとセンター、またグリーンステイながうら、竜崎温泉並びにウインドパークなど観光施設につきましては、いずれも町よりの繰り入れをし、収支のバランスをとっているところでございます。一般的な傾向といたしましては、一部の施設を除きまして利用率の低下と管理コストの増加を招いております。悪循環になりつつあるのが現状でございます。また、利用率の低下は、天候など外部的要因に左右されやすいことも大きな原因の一つとなっております。

これらのことを厳粛に受けとめまして、合併後各施設ごとの経費及びサービスの実態並びに施設間格差を把握をいたしましてより効率的な管理運営を実現するため、各施設管理者の管理運営方法等のヒアリングを実施をいたしまして支出経費の見直しを図っているところでございます。また、今後は個々の施設の運用にとどまらず、他施設及び観光資源等の有機的な連携を視野に入れまして、保有資源を最大限に活用することが重要と考えられることから、利用客の増加に向けましてサービス提供の内容とか方法等の再検討と、より一層の積極的なPR活動を総合的に推進をいたしまして繰入金金の削減に努力してまいりたいと思っております。

さらに、今朝ほど申し上げましたが、現行の管理委託制度から、近く指定管理者制度が導入されるに当たり、サービスの継続性と安全性を確保しながら住民サービスの向上と経費の縮減を図られるよう施設ごとの管理の基準と業務の範囲など、あわせて調査、研究をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 久保議員。

議員（25番 久保 雅己君） まず、消耗品についてでございますが、先ほど町長の説明もございました。町内外業者の対応も大切であると。私が考えるのと同時に、納税者である町民の利

益を守ることも行政執行者として重要なことではないかというふうに思います。現在、契約関係業務については、管理課が対応しておりますけども、その購入担当部といいますか、民間でいう用度課のようなものを設置したらいかがというふうに思っております。今の機構の中でその課をつくり、再度その辺の研究をし、節約していただいたらというふうに思います。

次に、各施設の運営についてでございますけども、国においても社会保険庁と各種施設、郵政厚生省関係の各施設の経営について、いろいろと論議されておりますが、その中において重視されておるのが減価償却についてではないかというふうに思っております。先ほど各施設の説明等ありましたけども、一例として、ながうら関係にして単純に計算してみますと、単年度収支、年間約2,000数百万円の赤字、一般財源から補てんされております。これは15年度の決算でございます。これを減価償却で建物等の計算をしますと、約7,000万円から8,000万円、合計すると約1億円の赤字ということになるかと思えます。その他各種施設においてもいろいろな論議があるとは思いますが、年々累積する赤字対策として、非常に厳しい財政状況の中で運営方法について、先ほど平成18年度導入の指定管理者制度ということもお考えになっておるようでございますけども、具体的にどういうふうな形で対策を練られておるか御説明いただけたらというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

第三セクターの具体的な対策ということなのですが、一般論ということでお答えをさせていただきます。

まず、三セク、各施設でございますが、経営の、いわゆる不振と申しますか、この原因でございますが、これ経営見通しの甘さ、また責任所在の不明確さ、コスト意識の欠如等々があるかと思えます。ただ、三セクという趣旨から、民間だけでは負担できない地域振興の産業振興、これを補うという利点もございます。具体的ということにはならなくて抽象的になるんですが、あくまでも企業体ということで認識をしてもらう。また、意識の中に行政の後ろ盾から来る甘さ、こういうものがあってはならないのでありまして、経営者だけでなく、事業に携わる職員一人一人にこの自己責任を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 久保議員。

議員（25番 久保 雅己君） 今、具体的な説明というか、大まかな説明ございましたけども、私が言おうとするのは、管理部門と事業部門が行政にはあるというふうに私なりの理解をしておるわけでございますが、事業部門に関して、今後数字はいろいろ全部述べれば切りがないんですけども、そこをスリム化していくためにはどういうふうにしていったらいいかということで、そ

の中でかなりの施設があります。東和町ふるさとセンター、グリーンステイながうら、久賀の、これは教育委員会の方の関係だと思えますけども生涯学習村等々、竜崎温泉、ウインドパーク等々の合計を、15年度の一般財源持ち出しを単純に計算しますと約8,400万円に、減価償却をプラスしますと、ちょっと数字が膨大になりますので把握できませんけども、やはりその施設の独自の運営方法を将来的にこれを継続していくのであれば、やはり運営の勉強会、研究会と申しますか、そういうものを発足して、根本から見直す必要があると思えますし、先ほど御説明がありましたように、指定管理者制度であれば早急に17年度に検討し、18年度に導入できるぐらいのことをしていかないと、先ほど申し上げたように自主財源が非常に乏しい我が町では、やはり将来的に大きな汚点を残すんじゃないかなというふうに私は思っております。

それと、消耗品の件でございますが、そういう課をつくって、機構改革の中でつくって、そういうことを再度検討される意思があるかないかということだけもう一度お願いしたいと思います。議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 先ほど申し上げましたが、やはり物品購入の基本は町内産業振興と業者の育成ということから、町内で調達するというのが原則であるというふうに申し上げましたが、物品購入につきましても大変そうしたこと難しい面があるわけでございます。かつて私もこの公営企業局に籍を置いておりましたので、灯油の入札等につきましても入札方法とっておりまして、これが徳山化学というのを導入しておりました。そうすると、この地域では大変徳山の灯油の価格は低いということで、たとえ入札をいたしましても業者がようとらんわけです。余りにも低過ぎたために。そういうことがございまして、必ずしもこれが適法であるかどうかということは、この次の段階にしたいと思えますが、いずれ入札方法というのは好ましい方法であるというふうに思っております。したがって、今の段階におきましては、契約管理課と財政課とが両方になって検討していったらというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいま御指摘がありましたように、旧町で設立、運営されておりました各種町が出資する法人が運営しております各施設の運営状況、経営の見直しということでございますが、旧4町とも非常に厳しい状況の中で運営されておったということでございますが、合併いたしまして、それが4倍に増幅されたという形になっておるのも御存じのとおりでございます。

ただ、2つに分けて考えるべきだと思っております。一つには、体育振興の面とか、または文化財の保護面、または地域の文化振興というふうなものにつきましても、必ずしも費用対効果、効率的が第一というふうな形にはいかない施設も相当数ございます。そういうこともございますが、反対にこれの収支が崩れてはならないという施設もたくさんございます。それも当然大きな新町

での課題だと思っております。こういうふうに4町が合併しまして、その各種の施設を1町で管理するということになっていきますと非常に大きな収支の崩れ、バランスがとれていないということが大きく目につくということも、議員の皆さんが今回の予算の中でも当然おわかりだったと思っております。

これにつきましては新年度、まだ合併してちょうど半年でございますので、新年度の予算の中ではなかなか具体的な方策というのが立てられておりませんが、18年の9月には管理者制度も取り組まなければならないということもありますし、また根本的に、ただいまの予算を計上されておりますような収支の状態で果たしていいのかという根本的な問題から検討なされなければならないと思いますので、若干時間はかかると思いますが、17年度中にはそういう検討を進めてまいることとしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 久保議員。

議員（25番 久保 雅己君） 答弁ありがとうございました。

再度ですけれども、事業部と申しますか、営利を伴うところに関しては早急に対策が必要じゃないかというふうに思います。そのためにはどうしていくかということでございますけれども、先ほど申し上げたようにやはり独自の形で研究会等を発足し、それを事業部門で一くくりにしてやはり機構を確立していかないとなかなか難しいかなというふうに思っております。今後ともその辺の消耗品、先ほど質問しました三セク関係についての前向きな御研究をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、17番、魚原満晴議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。通告に従いまして質問させていただきます。

最近の小学校における悲惨な事件は、大阪池田小学校児童教職員殺傷事件、長崎佐世保市での児童が同級生に切られた事件、大阪寝屋川市での教職員殺傷事件など、本来安全であるべき学校の中で起きた事件で、余りにも衝撃的で日本じゅう震撼とさせられたところであります。また、学校への行き帰りで小中学生が連れ去られる事件も多数起きております。幸い本町には、今まで大きな事件になるような事案は聞いておりませんが、周防大島町にとって宝である子供たちに、いかに安全の社会を与えていくか、今私たちは防犯力向上という大きな課題に直面しておりますことから、次の点についてお尋ねいたします。

まず、学校は子供たちが安心して学ぶ場所であり、危険は未然に防ぎ、万が一に備える必要があります。新年度予算にも催涙スプレーや防犯ブザーの予算も計上されており、学校の管理体制については十分に意を払っておられると思いますが、さらに、新年度を迎えるに当たり教職員の

異動もあるかと思いますので、学校管理体制についての総点検の必要についてもお尋ねいたします。

次に、佐世保の事件などを見ますときに、命の尊さ、大切さ、命の心をはぐくむ教育への取り組みが重要になってきております。私たち時代にはよくけんかもしました。が、これ以上はやってはいけないというような、子供なりにルールがあったのではないかと思います。最近の事件を見ますと、「切れる」と言われておりますが、最悪の事態にまでいってしまうケースが多々見受けられます。命の大切さをはぐくむ教育の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、特に不審者に対する教職員の防犯訓練についてお尋ねいたします。防犯ベル、催涙スプレーについては予算化されておりますが、配布の状況についてお尋ねいたしますとともに、校舎内での不審者撃退用品、例えば不審者取り押さえ用の防犯盾、さすまた、大音響ハンドマイク、警棒、非常ベル等の配備が必要ではないでしょうか。また、各学校に警察官立ち寄り所のプレートを配布して、不審者に対する抑止力と地域で不審者を寄せつけない取り組みをしてはいかかと思っておりますが、お尋ねいたします。

次に、地域に開かれた学校と安全管理の徹底という相反する問題についてどのように取り組まれているかをお尋ねいたします。今期定例会において、周防大島町安全安心町づくり条例の制定の提案もされております。基本理念の中で、行政も町民も各々の役割を全うし、地域の安全はみずからが守るとの意識を醸成し、安全で安心な地域社会を実現すると定めてあり、まさに地域ぐるみで学校の安全を守らなければならないと考えております。

御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 魚原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、学校の防犯体制の総点検の必要性についてであります。町内すべての小中学校が不審者進入時の危機管理マニュアルを作成しております。大阪府寝屋川市の小学校の事件後は、本町すべての学校22校で職員会が開かれ、不審者進入時の対応について協議が行われ、マニュアルについて内容の見直しが全校で行われております。何が起こるかわからない昨今であります。教育委員会といたしましても的確に情報を収集しつつ、新年度を控えて防犯管理体制の一層の充実について各校に指導してまいりたいと考えております。

次に、命の大切さをはぐくむ教育の取り組みについてであります。子供の自殺やいじめの問題などを考えるとき、生命のかけがえのなさに気づき、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさや人間としてのあり方や生き方に気づかせることは、極めて大切であります。学校では、小学校高学年と中学校の道徳で、生命尊重について学習をしております。全校朝礼などで校長が命の尊さについて話すこともあり

ますし、事件が起きたときなど学級担任が新聞記事などを本に、命の大切さについて学級指導をしております。避難訓練など学校行事では命を守ることを、また給食指導では生命の維持やいただきますの心、国語では戦争を扱った物語教材で平和の尊さを学習しております。総合的な学習の時間に、野菜や稲の栽培をしたり、動物の飼育を通して生命について考えさせている学校もあります。教育委員会といたしましても、命の大切さをはぐくむ教育の必要性にかんがみ、この教育の積極的な推進について各学校へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、不審者撃退用品の整備についてであります。被害を未然に防ぐためには、子供自身が危険を周囲に知らせることが大切です。そのため教育委員会といたしましては、来年度からすべての児童に防犯ブザーを持たせ、またすべての学校に不審者撃退のための防犯スプレーを配布するよう準備を進めているところです。さすまたにつきましては、現在小学校5校、中学校4校に配備されております。今後、その他の不審者撃退用品についても、重要性や必要性を検討してまいりたいと考えております。不審者に対する防犯訓練は、既に19校で実施されており、教職員を対象に不審者からの防御方法についての講習会や研修会も10校で実施されております。今後も警察を初め、関係機関との連携を強化するとともに、児童、生徒の安全監視など、家庭、地域への働きかけも行い、防犯対策の一層の充実を図りたいと考えております。警察官立ち寄り所のプレート掲示につきましても、その中で検討してまいりたいと考えています。

次に、開かれた学校であります。確かに議員さん御指摘のように、開かれた学校と安全管理の徹底には相反する課題があります。開かれた学校には、1、施設を開く、2、教育過程、教育内容を開く、3、経営方針を開く、4、校内の情報を開くという4つの意味があるように思います。開かれた学校について、学校安全の視点から問題となるのは、1の施設の開閉の是非であろうかと思えます。その点については、今後も検討が必要であります。ただ、2の教育の内容、教育過程や、3の学校経営、4の教育情報については、今後とも一層開くことが望ましいと考えています。むしろそのように学校を開くことで、結果的に学校を地域ぐるみで守ることになるのではないかと考えております。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 答弁ありがとうございます。

学校の安全管理につきまして、いろいろと取り組んでおられるようでありますが、新年度になりましたら教職員の異動等もあろうかと思えますので、ぜひとも新しい職員体制の中で防犯訓練や管理体制の再点検をやっていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

また、不審者撃退用の備品につきましても御検討ありがとうございました。先ほどお渡しした木ですが、御参考にいただき、あらゆる防御策をお願いいたします。

また、開かれた学校につきましては、学校施設が開放されていて、なおかつ安全でなければな

らないということでありますので、教育委員会、各学校の十分な取り組みをお願いいたします。

最後に、これは総務課の関係と思いますが、本定例会に周防大島町安全安心町づくり条例の制定がされておりますが、第3条の町、第4条の町民、第5条の事業者の役割は、学校安全に関してどのような役割を想定されているのか、具体的をお願いいたします。また、第6条の2号の町が行う防犯対策、第7条の広報活動の中で学校安全についてどのような対策を想定されているのか、具体的にお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） お答えいたします。

現在、不審者早期発見のために意図的あるいは組織的に学校を、校内を教員が巡視している、そういう学校が検討を含めて現在20校ございます。教職員の異動でそういう危機管理マニュアルの総点検を行ったその事柄が次年度にも正常な形で引き継がれる、そういう指導をしてまいりたいと思います。

それから、さまざまな不審者撃退用品の整備であります。校舎の内外のいろいろなさくの問題、あるいはここにありますさまざまな防犯器具についていろいろ検討を重ねていかなければいけないかなあと思っています。

以上、そのほか魚原議員のおっしゃるとおりだと思います。

議長（新山 玄雄君） 通告外でございますが答弁。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 魚原議員の安全安心町づくり条例につきましての中で、学校の安全、子供の安全対策と安全の確保というようなことでございますけれども、これは総務常任委員会でも付託を受けておりますけれども、その席でもお話をさせていただいておりますけれども、一応平成17年4月1日以降から施行ということでありまして、今子供の安全確保につきましては、町は幼児、児童及び生徒の安全を確保し、犯罪や事故の被害に遭わないための指導、教育等の施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、児童福祉施設を設置し、または管理する者は、当該学校等の施設内において生徒等の安全を確保するように努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、さらに生徒等が通園、通学の用に供してる道路及び生徒等が日常的に利用している公園、広場等において生徒等が犯罪に遭わないように、生徒の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び警察署は連携して、当該通学路等における生徒の安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、施策でございますが、これにつきましては当然いろいろございますけれども、交通安全はもちろんでありますけれども防犯、それに治安等もあります。ということで、安全安心な町づくりを推進するための体制の整備、それから犯罪を許さない地域環境の情勢に対する対策、それ

と町民等の安全に対する意識の高揚及び自主防犯行動を促進するための対策、それと高齢者、子供、女性等社会的弱者を犯罪や事故の被害から守る対策、高齢者に対する生活安全対策、それと青少年の健全育成を阻害するおそれの環境の配慮というようなことで思っており、周防大島町安全安心町づくり推進協議会の中で、運営委員会、これは町内全般の犯罪防止等についての研究協議等もございまして、それと、活動委員会においては、各地域の実態に応じた活動をしたいということも協議するとともに、大島地区防犯対策協議会や大島郡地区防犯連絡指導員協議会等によって子供と学校の安全の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、事件が起こってからでは取り返しがつきません。町、教育委員会、学校、地域住民が一体になり、その役割を分割、十分に果たし、地域みんなで学校安全を守るという認識を持つことが重要であります。今後とも十分な取り組みをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、魚原議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、22番、田中隆太郎議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 22番、田中。町内温泉施設について質問いたします。

町内の温泉関連有料施設における年間利用者数及び収支状況について報告を求めます。

竜崎温泉については、温泉プールも建設されるので、町内を一体化した観点からの利用者の促進・収益の向上を目指すべきと考えます。今後の利用促進収益増収計画があればお示しをください。

また、町全体の有料施設についても、条例改正を考慮し、全施設が効率よく利用できるように計画検討すべきではないかと考えますが、御所見をお聞かせください。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 田中議員さんの御質問にお答えをいたします。

町内の温泉関連有料施設の平成15年度の決算におきます年間利用者数及び収支状況を見ますと、竜崎温泉は年間利用者数が約9万人でございます。収入は5,800万円に対しまして、支出の方が6,600万円、差し引き800万円の町の持ち出しになっております。

次に、遊湯ランドの年間利用者数は約4万5,000人ございまして、収入は2,700万円に対しまして、支出が4,600万円、差し引きますと1,900万円の町の持ち出しになっております。

また、潮風呂ですか、潮風呂の保養館の年間利用客数は約6万7,000人ございまして、

収入は7,100万円に対しまして、支出については管理者等の按分によりまして4,500万円で、約1,400万円の町の持ち出しとなっております。

次に、竜崎温泉につきましては、既に発注をいたしました温水プール及び竜崎温泉整備事業によりまして、健康増進の機能を持つ施設の整備と本施設の増築整備によりまして利用客の増加を図ることによりしております。当初、設計段階の計画では、平成18年度には入り込み客が約12万人の、約9,100万円の収入を見込んでおります。

今後、町内各施設間の連携を深めまして、協力体制を整備することが必要であります。本施設の拡充による利用客の増加に伴いまして、他施設への波及効果が期待できるのではないかとこのように思っております。

また、町全体の有料施設につきましても、議員のお示しのとおり各施設ごとの現状及び今後の運営について点検を行いまして、先ほども申し上げましたが指定管理者制度の導入を含めまして、現在検討しておるところでございます。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。ちょっと待ってください。訂正があるようです。ちょっと待ってください。数字が何か間違っていたと思います。計算が合わなかったで。

町長（中本 富夫君） 御無礼しました。

それでは、まず潮風呂保養館の年間利用客数は6万7,000人で、収入が3,100万円に対しまして、支出については管理費等の按分によりまして4,500万円で、約1,400万円の町の持ち出しということでございます。訂正いたします。

議長（新山 玄雄君） 田中議員。

議員（22番 田中隆太郎君） 町の事業、関連団体の事業であっても、赤字でよいとは私は考えません。医療費との関連もございしますが、先ほど副議長さんの御意見のとおり減価償却費を計上しなくてよい事業ですので、収支ができる限りプラスになるよう営業努力をお願いして質問を終わります。

答弁は要りません。

議長（新山 玄雄君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ちょっと休憩をとります。

午後2時49分休憩

午後 2 時51分再開

議長（新山 玄雄君） 本日はこれにて散会いたします。

次の会議は 3 月 2 3 日午前 9 時半より開きます。

午後 2 時51分散会
